頼山陽の京寓と其の生活をめぐつて

——頼山陽書簡集——

安藤英男

目次

一　はじめに
二　第一回の京寓
三　第二回の京寓（香雪書屋）
四　第三回の京寓（古香書屋）
五　第四回の京寓（山紫水明処）
六　第五回の京寓（薔薇園）
七　第六回の京寓（水西荘）
八　後記

一　はじめに

頼山陽（以下「山陽」という）が宿志(1)のごとく備後神辺（現、広島県深安郡神辺町七日市）を去って、京阪へ向かったのは弘化八年（一八一一）閏二月六日のことであった。まず、篠崎三島（さんとう）（諱は応道、字は安道、通称は長兵衛。文化十年十月病没、享年七十七）を頼って、同月十五日に同家に身を寄せた。三島の家は江戸堀犬斎橋南詰にあり、養嗣子の小竹（しょうちく）（諱は弼、字は承弼、通称は長左衛門。嘉永四年五月病没、享年七十七）と共に、梅花社の名で経学の帷を下していた。

小竹は後年、当時のことを回想して、「子成（山陽の字）の始めて西より来るや、單衣双剣、牢落蕭然、人甚だ重んぜず。予は則ち推服心酔し、其の外史（『日本外史』草稿）を借覧し、一部を手写す。子成曰く、朋友の著わす所、自ち写すを憚らず、真に知己なりと。子成、

時に三十余歳」（もと漢文。「跋ニ頼子成自書詩巻ニ」）(2)と述べている。

けだし、山陽が思いきって神辺を出奔するについては、小竹の薦めが与って力があった。それは、前年の文化七年十二月十一日付で小竹に宛てた書簡(3)に、「第一可レ奉レ謝ハ、僕東上之志、御従諛被レ下。ケ様ニ申呉候ものハ、外ニ可レ有とも不レ覺候」と述べ、また、文化八年二月二十日付で小竹に宛てた書簡(4)にも、小竹を屈指の「莫逆」とも「上國之問屋」とも称している。小竹を無二の味方と頼み上阪したさまが窺われる。

なお、前掲の十二月十一日付の書簡では、出奔について国元（広島藩）の首尾を気遣い、「此方先生（菅茶山）ハ承知ニ而、相談シテ見ヤフと被レ申候へども、広島邊根廻しは、かねてから藩の要人・簗山嘉平（字は通欽、号は奉盈。文政十年正月病没）に、委細を陳上してあった(5)。嘉平は山陽の旧師（武道）で、山陽には幼少より頗る親切であった。時に側用人頭の要職に就いていたので、その周旋は甚だ有力であった。その結果、山陽は「小子出張（京阪へ）の件、國元より許し申越候。菅翁（茶山）まかせと申事、國元官邊はそれにて濟申候事也」（前出。文化八年二月二十日、山陽が小竹に宛てた書簡）との感触を得たので、意を決して上阪したわけである。

しかし当時の山陽は、小竹が回想したように四面楚歌、悪評紛々たる中に在った。ただ篠崎父子がよき同情者で、山陽の上京僦居の願いを容れ、京都の蘭方医で名望のある小石元瑞（諱は龍、号は樫園・蘭斎。通称は良遠。嘉永二年二月病没、享年六十七）に、委曲を尽くした依頼状を認めた。その第一回の依頼状(6)では、「近來之俊傑にて御座候間、世話がいも可レ有レ之候」（文化八年閏二月十六日付）と述べている。

これに対し元瑞の回答が同月二十一日に届けられ、元瑞の快諾を得たので、第二回の依頼状(7)は同日付で折返し、「先年來、色々悪評も有レ之候得ども、盡わけ有レ之候事ニ御座候。追々御交り之上、御談も可レ有レ之候。千望よろしく奉レ頼候」と述べている。また、この書状の後半には、当時の山陽が所持していた十六両を、すべて元瑞に預けることで、支払はすべて元瑞に委せることにし、門人なども世話して欲しいと述べてある。元瑞がこれに応じて暖かく山陽を迎え入れたので、山陽と元瑞の生涯の断金の交わりはここに開かれた。

なお、元瑞の父、元俊（諱は道、字は有素。文化五年十二月病没、享年六十六）は、京阪地方における蘭医の嚆失で、山陽の父・春水（諱は惟完、字は千秋、通称は弥太郎。文化十三年二月病没、享年七十一）とも旧交のあった人である。元瑞は幼時は父に随って大阪にあり、篠崎三島について漢籍を修めた。こうした因縁が、このさい山陽の入京にとっても、有利に働いたものといえよう。なお、元瑞の住居は父譲りの釜座通夷川（えびすがわ）北下ル所（現在の小石家の所在地）にあった。

さて、この時から山陽は、京都の人となった。小竹が元瑞に宛てて山陽の世話を依頼したさきの書簡（閏二月二十一日付）にも、「京都終焉之志にて御座候」とあるが、まさしく山陽は瞑没までの爾後二十一年間、京都を本拠地として活動した。山陽はしばしば家を留守にし、遊歴を事としたけれども、王城の地・京都の人であることに誇りを抱いていた。この間、山陽は京都で五度び転宅し、六度び住居を変えている。経済生活や交遊関係の拡がり、趣味や旨好の変化に伴なうもので、その最終の地が有名な水西荘（山紫水明処）である。

本稿は、山陽の京寓を遡って、その生活環境や経済行為を探り、また、これに関連する精神生活、趣味や情操方面を訪ねてみたい。山陽は表面の豪放・磊落に似ず、かなり几帳面な性格で、気配りも周匝である。日記をつける習慣こそなかったが、書簡はまめに認めている。今日では、そのうち約一千三百通が上梓(8)されている。これと諸家の山陽に宛てた書簡を織り成せば、おのずから山陽の生活が浮彫りにされるといってもいいほどである。よって本稿は、これら書簡類を中心として考察を進めてみた。

〔補注〕

(1) 頼山陽の宿志

山陽は京阪に旗幟を立てる一階梯として、三十歳の文化六年（一八〇九）十二月、父母の国・広島を去って、神辺の菅茶山塾（黄葉夕陽村舎）の都講となった。翌年九月、茶山に東上の志を打ち明け、「上二菅茶山先生一書」（『山陽遺稿』文稿巻之一）を認めているが、その中で「大都の俊髦と互に砕礪（さいれい）切瑳、益々樹立する様と相成り、古人の謂わゆる文章報國」を成し遂げたい、そのため官仕を欲せず、天下の自由人となって飛翔したいと述べている。

(2) 篠崎小竹の回想

「跋二頼子成自書詩巻一」（「小竹斎遺稿」巻二）に、「子

成始自レ西來也、單衣双劍、牢落蕭然、人不二甚重一、予則推服心酔、借二覽其外史一、手二寫一部一、子成曰、朋友所レ著、不レ憚二自寫一、眞知己也。子成時三十餘歳」と。また、文化十年三月六日付で山陽が小竹に宛てた書簡の追記に、「私などハ、ソコニ居かと云モノナシ（諸人に無視されている）。（しかるに）其著作を手寫するなど、莫逆之知己と可レ申候。ステル神アレバ、ヒラウ神（小竹）アリ」（『頼山陽書簡集』続編七七頁）と述べている。

(3) 小竹に東上の策を謀った書簡（文化七年十二月十一日付）

『頼山陽書簡集』続編　三〇―三二頁

(4) 小竹を「莫逆」とも「上国の問屋」とも称した書簡（文化八年二月二十日付）

『頼山陽書簡集』続編　三八―四〇頁

この中に「何分海内屈レ指、莫逆幾何。誰有下如二我承一弼二者上、上國之問屋と致置候事」とある。

(5) 築山嘉平に志を訴える

文化七年七月二十六日付、山陽が嘉平に呈した書簡（『頼山陽書簡集』上巻六四―七四頁）。ここで山陽は、父・春水の志を継いで国史を撰述し、不朽の大典と謂われたい。大都に出でざれば学問成就し難く、草莽の処士ならでは斯業達成し難いと訴えている。

(6) 小竹が山陽を元瑞に託した第一回の書状（文化八年閏二月十六日付）

『頼山陽書簡集』続編　四六―四七頁

(7) 小竹が山陽を元瑞に託した第二回の書状（文化八年閏二月二十一日付）

『頼山陽書簡集』続編　四七―四八頁

(8) 山陽書簡の刊行物

木崎好尚編『手紙の頼山陽』有楽社、明治四十五年三月刊。（収録書簡六七通）

木崎好尚編『頼山陽書簡集』章華社、昭和十一年十月刊。（収録書簡二二八通）

木崎好尚編『新選山陽書簡集』章華社、昭和十一年十月刊。（収録書簡二二八通）

徳富蘇峰・木崎好尚・光吉元治郎共編『頼山陽書簡集』上・下巻、民友社、昭和二年七月刊。（収録書簡六四三通）

徳富蘇峰・木崎好尚共編『頼山陽書簡集』続編、民友社、昭和四年九月刊。（収録書簡三三四通）

以上には重復も多いが。しかし、他に各種の伝記類があり、そこには以上の「書簡集」に無いものも見られるので、これまでに上梓された書簡は、ほぼ一千三百通と見てよかろう。

二　第一回の京寓

場所　新町丸太町上ル春日町
期間　自　文化八年（一八一一）閏二月下旬
　　山陽三十二歳
　　至　文化九年（一八一二）正月　山陽
　　三十三歳
　　この間十一カ月
　　内、不在　延二カ月

頼山陽にとって最初の京寓は、新町丸太町上ル春日町の借家であった。山陽が菅茶山（諱は晉師、字は礼卿、通称は太仲。文化十年八月病没、享年八十）に報じた書簡(1)に、「私儀、五六日前、新町通丸太町上ル所に僦居相定申候」（文化八年三月四日付）とあるので、閏二月も末日に近い入居であったのであろう。

家主は隣家の老翁で、小石元瑞が保証に立った。間取りなどを茶山に報じた同じ書簡に、「随分立派なる家にて、八畳・六畳二間にて、二階八畳に住、下にて舌耕仕候積（つもりに）御座候。畳・立具・鍋釜をそへ、壹ヶ月、三拾匁と申候。少高（すこし）く御座候へ共、世話なしに御座候故、當分此方に居（おり）申候。其内、外に利口之處（りこう）も御座候へばと聞合居（あわせおり）申候」と述べている。つまり、家賃は少し高いが、家財道具はついており、「立派なる家」とあるから、建てから新しく、造作なども確りしていたのであろう。二階の八畳を居間と書斎にあて、階下の八畳・六畳の二間に門生を集め、ここで授業するつもりだといっている。

そのうち神辺の茶山のもとから、門生が二・三人(2)山陽を慕い出奔して来た。元瑞も門生を世話してくれたので見透しも開けた。元瑞によって当地の儒者・文人に紹介され、このため紋服なども新調した。しかし、「頼久太郎」の表札を掲げ、いよいよ開講という間際に、思いがけない障碍に逢着した。

それは、父の春水とも親交があり広島藩と関係の深い金山重左衛門（諱は道纘、字は子紹。飛脚問屋を営み、広島・津和野両藩の用達（ようたつし）の家が、室町通長者町下ルに在ったので、今後何かと後援を依頼すべく挨拶に赴いたところ、金山が言うには、京都などで堂々と看板を掲げるのであれば、たとえ嫡子たる身分は解除されていても、藩士の子に違いはないので、大阪蔵屋敷あたりを通じて、藩当局の許可を正式に取っておくべきである。もし咎めがあれば、累は父（春水）の身にも及ぶであろう

と。この警告に驚いた山陽は、直ちに表札をおろし、借家は元瑞の名儀にしてもらい、三月十五日、伏見より夜舟で大阪へ下り、又も篠崎父子の懐に身を投じた。蒼惶として京都を立ち去ったのは、金山の口から不利な噂を流されるのを恐れたからである(3)。

篠崎父子は、親身になって山陽の将来を考えた。三島は主な門人を呼び集め、この問題を検討した。幸い門人(4)の中に、広島藩の大阪蔵屋敷で中背頭(なかせがしら)を勤める田中藤三郎（号は蓑橋）がいた。彼がその老父とも相談して、再び篠崎家へ来ての話では、金山の警告は表向きであって、かつ実際に奉公している人の場合である。山陽の場合には、すでに神辺（茶山塾）へ赴くさい、藩へ正式に届けて許可を得ているので、後は茶山の意向次第であると。

そこで、念のためこの顚末を茶山に報告して（文化八年三月十八日付、山陽が茶山へ呈した書簡）(5)、あらためて茶山に京都滞留の許可を求めた。世故に長けた茶山からは、「京坂に而住居の事、少しも差支無レ之」（文化八年四月十五日付、山陽が元瑞に報じた書簡）(6)との返答があった。かつ、山陽の方も広島へ手を廻して当局の意向を探ったところ、「官邊振合(ふりあい)、浪華邸吏（田中藤三郎）にききあわせ候通の事にて御座候」（同上）との感触を得たので、五月に入って再び入京することとなった。

この間、山陽に大阪在住を勤める声もあって、山陽も去就に迷ったらしいが、三島が易断を試みたところ(7)、大阪が「凶」と出、京都が「吉」と出たので、再び元瑞を頼って入京することに定めた。このさい山陽は、広島で何かと山陽を被護してくれた築山嘉平（前出）に、「何卒、是迄(これまで)に宿志を遂(とげ)かけ候事故、どうぞ是(これ)なりに、ユガミなりになり共(とも)、京住出來候へば、是迄の悪名を消し、償罪の事は私方寸に御座候」（文政八年五月二十二日付）(8)と決心を伝えている。

なお三島の一計で、国元へ引戻されぬ万全の用心のため、「菅久太郎」と改名する議が出されたが、茶山が承諾しなかったので、仮に「羅井徳太郎」(9)と名乗ることにした。改名の件は前掲の築山への書状にも出ているが、これによれば「頼」の家には「矢倉」という変名もあるので、一考したがやはり「羅井」で行くことにしたという。

再び入京するについては、小竹などは山陽の懐具合を心配して、より安い借家を三条付近に物色することを奨めた。山陽もその旨を受けて、路次の奥でも「爽塏(そうがい)」

（高燥な土地。湿気のない土地）でさえあれば、前の家より狭くてもいいと、元瑞にあらためて借宅の相談をした。この間の消息は、元瑞に宛てた書簡（文化八年三月二十三日付）(10)に、「長左衛門（小竹）など申所ニてハ、あまり最初より賃高過申候故、百疋（一疋は銭二十五文の称）或は廿匁あたりの所可レ然、且今少し東南の方、三條姉小路・東洞院・車屋町など申あたりに仕可レ然と申」「左候へバ、幸此度の動キニ乗じ、仕替申度、右申候辺、所レ謂東南面樓居、可也ニ出來候者御座候ハバ御聞合させ可レ被レ下候」「此度ハ表屋ならずとも、爽塏ニさへ有レ之候へバ宜敷候。今迄のよりハ、間數狭キハ不レ苦候」などと申し送っている。

その結果は、一度は室町丸太町上ル所に、狭いが希望通りの家が見つかったらしいが（文化八年四月十五日付、山陽から元瑞宛の書簡）(11)、どういう訳か二転・三転して、結局は元の借家へ戻ることになった。山陽は、小竹が阿波へ出張した留守を預って、篠崎塾を手伝っていたが、五月に入ると再び上京した。この直後、山陽が小竹に報じた書簡（文化八年五月二十日付）(12)によれば、「小子も方々うろたへ候處、とう〳〵先之所（原注。新町丸太丁上ル）にはいり申候。其主人（持主）翁、隣家にて心安く致され、先安心之方也」と書いている。

開塾は五月二十三日（文化八年）で、塾の名を「真塾」としたのは、山陽が教学の方針を、「余、従って詩文を学ぶ者に語るに、一字の訣あり。曰く『真』、また、四字の訣あり、曰く『唯だ真、故に新なり』」（『山陽先生書後』巻下）(13)と述べているように、つとめて実際を尚び、虚構を排除した彼の性格から発したものであろう。

初期の門弟の数については、山陽が金山の警告で大阪へ下り、篠崎邸から菅茶山に報じた書簡に「門人なども十人餘も執贄可レ仕様に候故、先金山へ為レ知申候はでは若如と存じ參申候」（文化八年三月十八日付）とあるので、先づは十余人で開講するつもりであったらしい。篠崎家に仮寓している間に、村瀬平次郎（号は藤城、字は士錦）なども、梅花社の詩会へ来て、そのまま山陽と師弟の約を結んだ。彼は美濃郡上郡上有知の大庄屋で、後に山陽の外護者の一人ともなった。

また、開塾してからの門生は、山陽が叔父の春風（春水の次弟。諱は惟彊、字は千齢。竹原の儒医。文政八年九月病没、享年七十三）に報じた書簡（文化八年六月二日付）(14)に、「此間も十人餘も聴講に入門、其内に百疋持

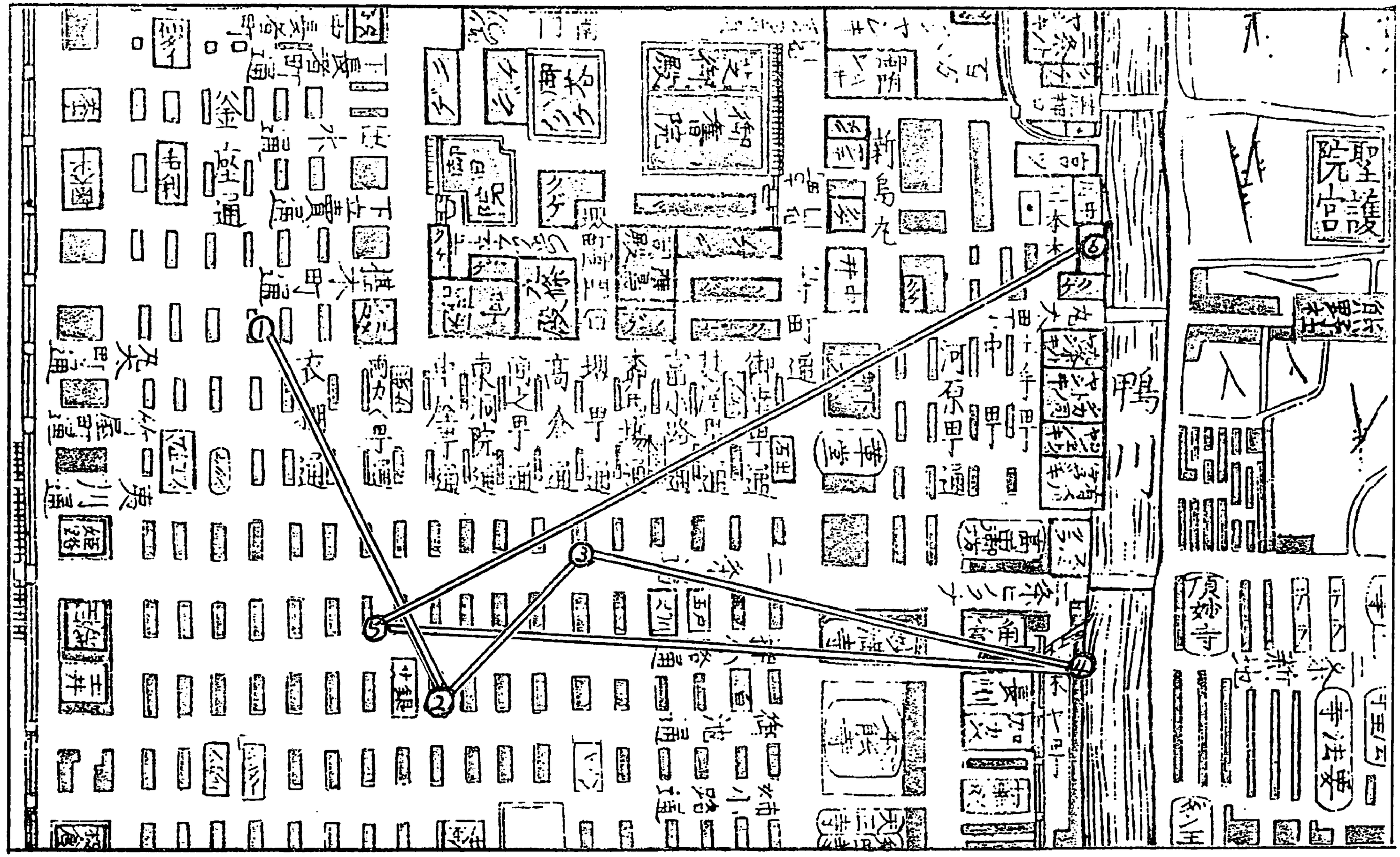

第1図　頼山陽寓京要図

文久3年再刻，翠松園刊の京都市街図に拠り作成。①～⑥は移転順序。

参候もの五人ほど有レ之、先新居にては繁昌の方に御座候」と書いている。これは、春風を安心させるつもりであろうが、つくり話ではなかろう。

小石元瑞は、わが子・蘭屋（諱は紹、字は君厥、別号は元啓。明治二十七年十二月病没、享年七十八）を山陽に入門させたのをはじめ、小石塾の門生に奨めて山陽の方へも行かせた。「真塾」での授業は、三・八の日は『文章軌範』、一・六の日は『左伝』であった。小石塾は二・七・四・九の日が開講なので、儒学と医学を学びたい書生に、両塾に出席できるよう都合したのである。

山陽は、教本も元瑞から借りて済ませた。当時、元瑞に宛てた書簡に、「左氏は正文計り拾葉ほど講可レ申、注疏はいらぬ様之ものに御座候へ共、左繡（清・馬李華・陸浩撰。三十巻）など拝借仕度。併に文章軌範、どれなりと御かし被レ下度。又、御使之御序も被レ成候はゞ、若レ例康熙字典、恩借被二仰付一度奉レ願候」（文化八年五月十一日付）(15)とある。山陽は終身、あまり蔵書がなく、必要とあらば友人から借用しているが、この家法の由来もずいぶん古い。

山陽塾はようやく発足したが、門弟がそう急に集るわけではないので、金銭出納にはかなり気をつけた。収入はすべて元瑞に預けておき、家賃なども

意に存奉候。彼是考候へば、當時の所、終焉の地と奉レ存候」（文化八年六月二日付）と決意を述べている。

その頃、京儒では祇園袋町に村瀬栲亭（諱は之照、字は君績。文政元年十二月病没、享年七十三）があり、詩文に長じ書画にも巧みで、幅広さに人気を得ていた。如才ない彼は、山陽が自己の競争相手に成長せぬうちに、わが塾に引寄せて都講たらしめようと、人を以て説かしめたらしい。山陽が再度上京した直後、篠崎小竹に報じた書簡に、「栲亭、大ナヅラを致居候男、私を渇望とは、例ノ乗セ口上なるべし」（文化八年五月二十日）(18)とあり、さらに四カ月後に同人に宛てた書簡にも、「村瀬などよりは、手を廻し引寄候様に致候へ共、其地老先生（篠崎三島）の訓を守、樹ニ幟一隅ニ不レ肯ニ降参一」（文化八年六月十九日付）(19)とある。

山陽はこの心意気で、孤高を持して敢て文壇交際なども求めなかったらしい。この翌月、江戸の市河米庵（寛斎の子。諱は孔陽。江戸の大儒。安政五年七月十八日病没、享年八十）に宛てた書簡に、「此地儒者、皆々構ニ城府一、高くとまって居申候故、逢はむと存ぜんじ候ても蟲にさわり、相止候のみに候。如亭山人、ヒトリッコに遊べと被レ教其積りに仕候」（文化八年十月二十九日付）(20)とある。放浪の詩人・柏木如亭（寛斎の門人。諱は昶、字は永日。文政二年七月病没、享年五十七）が、ひとり山陽を慰めているのもおもしろい。

これよりさき入京して間もない頃、山陽が小竹に報じた書簡の末に、家主である隣翁に娘があって、山陽が所持していた青石を欲しそうにしたので、已むを得ず与えたと述べ、「子成亦具ニ此媚骨一」（文化八年五月二十日付）(21)と、ユーモラスに報じている。小竹も山陽の独り身を気にし、世帯を持つことを奨めたらしい。これに対し山陽は、「嘉耦は、それ所カイナ」（文化八年九月十八日付）(22)と答えているが、当時のささやかな経済基盤では、致し方なかろう。

さて、この年の末日、京寓で初めて迎える歳の瀬に感慨の七絶を賦しているが、そこはかとなく滲み出ているそれには独り身の寂しさが、

一出ニ郷園一歳再除　一たび郷園を出でて　歳再た除く
慈親消息定何如　慈親の消息　定めて何如
京城風雪無ニ人伴一　京城の風雪　人の伴なし
獨剔ニ寒燈一夜讀レ書　独り寒灯を剔って　夜書を(23)

大意は、父母の国・広島を立ち出てから、再び歳の暮を迎えることになった。遠く離れている父母は、はたして平安であろうか。この王城の地は風雪が吹き荒れて、人の訪れも絶えてもの寂しい。独り身の自分は寒夜に灯燭の芯をきって、読書の時を過ごしている、と。

〔補注〕

(1) 新町入居を茶山に報じた書簡（文化八年三月四日付）
『頼山陽全伝』上巻　二八〇―二八一頁

(2) 神辺を出奔した門生たち
昌平（備中倉敷の人。故・岡鶴汀の従弟）、亀吉、世飛の三名。他に三省というのが、茶山塾から学僕として山陽に従った。（『頼山陽全伝』上巻、二八一頁）

(3) 金山が告げ口するおそれ
文化八年三月十八日付、山陽が茶山に呈した書簡に、「金山（重左衛門）は、とかく先年入京の時の様に存じ、疑ひ申す塩梅にて、右世話致し候元瑞へも、彼男には御困りなさるべく察し奉る。此方も先年は大に困り果て候など、手紙に申越し候由」とある。金山の脳裡には、かつて山陽が脱藩して京都へ潜入した時（寛政十二年。山陽二十一歳）の先入観があって、山陽の言動には信を置いておらず、諸方へ言い触らされるおそれがあった。

(4) 三島が招集した主な門人
この時、篠崎邸に集合したものは、田中藤三郎のほか、武内西左衛門（号は確斎）、広瀬重兵衛（号は筑風）、春田仁左衛門（号は横塘）などである。

(5) 茶山に更めて入京の許可を求めた書簡（文化八年三月十八日付）
『頼山陽全伝』上巻　二八五―二八六頁

(6) 茶山の返書の内容を元瑞に報じた書簡（文化八年四月十五日付）
『頼山陽書簡集』上巻　八一頁

(7) 篠崎三島が試みた易断
篠崎小竹撰「送ニ頼子成適ニ京都ニ序」（『頼山陽全伝』上巻、二九六頁）

(8) 築山嘉平に藩当局への周旋を懇願した書簡（文化八年五月二十二日付）
坂本箕山『頼山陽』補遺　一〇―一四頁

(9) 羅井徳太郎と仮称する
山陽が村瀬藤城に宛てた書簡（文化十一年三月八日付）に、「頼をたのむなどゝ読候や、羅井と書てあれば苑角なかるべし」とある。当時において頼を「たのむ」

と読む人もあったのであろう。羅井と書けば、紛らわしくないというのである。文化再刻『平安人物誌』に、「裏は羅井氏、修めて賴となる」「家は車屋町御池北上ニ在り」とある。車屋町に僦居したのは文化九年から十二年の間なので、当時はすでに賴姓に復していたのである。徳太郎の名は、文化五年（一八二二）正月まで使用している。

(10) 借家の斡旋を元瑞に依頼した書簡（文化八年三月二十二日付）
『賴山陽書簡集』続編　五一―五四頁

(11) 再度の入京を元瑞に報じた書簡（文化八年四月十五日付）
前出。補注(6)

(12) 新町への再入居を小竹に報じた書簡（文化八年五月二十日付）
『賴山陽書簡集』上巻　八八―八九頁

(13) 余、従って詩文を学ぶ者に語るに
「余、語下従學二詩文一者上、有二一字訣一。曰眞、又有二四字訣一、曰唯眞故新」（「書二杜集後一」文政元年六月撰。『山陽先生書後』巻下）

(14) 新生活を叔父の春風に報じた書簡（文化八年六月二日付）
『賴山陽書簡集』上巻　九〇―九四頁

(15) 教本の借用を元瑞に申し入れた書簡（文化八年五月二十一日付）
『賴山陽書簡集』上巻　八四頁。

(16) 書簡に反古紙の裏を使う
山陽が篠崎小竹に宛てた書簡（文化九年八月二十四日付）の冒頭に、「反古之裏ハ經濟なれ共、筆のきれる恐れあり。それ故、禿筆ニて認（したたむ）、別て讀がたからんなれ共、御推讀可レ被レ下候」とある。（『賴山陽書簡集』続篇、六八―七一頁）

(17) 武元登々庵が山陽の入京を評した書簡（文化八年五月十九日付）
『賴山陽書簡集』続編　五六頁

(18) 小竹に宛てて村瀬栲亭を批判した書簡（文化八年五月二十日付）
前出。補注(12)
山陽は栲亭には満腔の敵愾心を抱いていたようで、これより三年後の文化十二年正月十九日付で菅茶山に呈した書簡に、「栲亭、秋田侯之命（の）に而書レ碑（スヲ）。寒中石上に而終日執レ筆（ルヲ）。書畢（テ）忽半身不遂になり申候。小生謂（ラク）、其位（くらい）之罰はありそうなものの也」と。（『賴山陽書簡集』上巻、二〇二頁）

(19) 小竹に宛てて栲亭を敬遠したことを報じた書簡（文化八年六月二日付）
九〇―九四頁

(20) 小竹に宛てて栲亭を敬遠したことを報じた書簡（文化八年九月十九日付）
『賴山陽書簡集』上巻　九五―一〇〇頁

江戸の市河米庵に近況を報じた書簡（文化八年十月二十九

日付）

(21) 『頼山陽書簡集』上巻　一〇一―一〇二頁
小竹に隣家の娘の愛敬を報じた書簡（文化八年五月二十日付）

(22) 前出。注(18)に同じ。
小竹に妻帯を時期尚早と報じた書簡（文化八年九月十八日付）

(23) 『頼山陽書簡集』上巻　九六―九九頁
「歳暮」の七絶一首
『山陽詩鈔』巻一、辛未（文化八年）の条。

三　第二回の京寓

（香雪書屋）

場所　車屋町御池上ル西側
期間　自　文化九年（一八一二）正月　山陽三十三歳
　　至　文化十二年（一八一五）六月　山陽三十六歳
　　この間　三年五カ月
　　内、不在　延一カ年

山陽は京都で最初の新年（文化九年）を迎えて、その正月、早くも車屋町御池上ル西側へ転宅した。従来の借家は家賃が高過ぎたので（第一章、補注(10)）、安い所をと考えたのであろう。旧宅には足かけ八カ月しか居らず、それも途中で二カ月も大阪へ退避していたので、正味半年いただけであった。

山陽は、この新居を「香雪書屋」(1)と名づけた。引越早々の雪景に、風雅を感じたものでもあろう。因みに、これより以後、山陽はその住居に雅号をつけている。すなわち、次の転居先は古香書院、その次は山紫水明処、薔薇園、水西荘、等々である。

山陽が新年を迎えての七絶の一節に、「誰か識らん席門高臥の士。木錦衾裡にも亦春を生ず」(2)とある。これを見ても貧しい生活であることがわかるが、それでも正月には搗餅（つきもち）などもした。広島の実家や菅茶山にも送りたかったが、金山重左衛門などの意見では、あまり表立ったことは遠慮するようにとのことで、この搗餅は二月十一日の稽古始に、門人などに振舞ったらしい（文化九年正月十日付、山陽が茶山に呈した書簡）(3)。

ところで当時の京洛には、多数の儒者が根を張っていた。大家としては、さきに引用した村瀬栲亭をはじめ、下立売油小路に佐野山陰（諱は憲、字は元章）があり、

姉小路室町には朝倉荊山（諱は玄蕃）があって、この三者は三大老と呼ばれていた。このほか海保青陵、皆川篁斎（淇園の子）、合田立誠、角田玄都、清田龍川、岡崎鵠亭、松本禺山、小栗十洲、曾我部菅斎、伊藤壹岳、白井赤水、中山樅斎、畑橘洲、瀬尾緑谿、富益斎などがあった。この顔触れは、文化七年版『京羽二重』（水雲堂孤松子撰。地誌、全六巻）に拠ったが、さらに少し時代は下るが、文政三年版『海内才子詩』（柏木如亭撰。漢詩、全五巻）では、六十余名の京儒が数えられる。有名・無名とり混ぜてであるが、ひしめいていた感さえある。

山陽が入京して間もない頃、竹原の親友・石井豊洲（諱は威臣、字は儀卿、通称は儀右衛門。三原藩儒。文久二年八月病没、享年八十七）に近況を報じた書簡に、「佐野（山陰）は詩文下手、拷亭（村瀬）は弟子を不レ取、追付稱レ覇事出來申候。兩家之弟子、少々モハヤ私方へ參候」(4)と強気であるが、実際には彼らの中に割りこみ束修だけで生活するのは容易なわざではないので、得意の揮毫を積極的に行ない潤筆収入の増加を図った。

山陽は能書家としても、広島の部屋住の頃から名があり、神辺（茶山塾）へ移ってからは、その名はいよいよ伝播し、入京してからは偽物の山陽まで出現するほどであった。たとえば、彼の名を偽って地方の豪家に寄食し、恣に飽煖を貪る者まで現われる始末で、能書家としては宛然として名声を一方に樹立していた。(5)

山陽の七絶で最も人口に膾炙している「鞭声粛々……」（川中島）「結髪従レ軍……」（楠公別レ子図）などは、入京間もない頃の揮毫が残っている。記文でも、文徴堂した「清百家句集序」「京城画苑跋」などは、潤筆稼ぎの一環である。また、当時は『日本外史』なども、半ば「外史」は、論賛を外にかけて、備中長尾の小野蘇庵（本太郎）や、淡路沼島の海部屋半次、美濃の村瀬藤城などに写本を送っているが、実際には彼らの報酬が三両一歩であったことからも（文化十年八月二十五日付、山陽が藤城に宛てた書簡）(6)、当時はかなり廉売していたのである。

入京当初は揮毫なども糊口のため量産したらしく、文化九年秋の播州遊歴では、行く先々で許多の依頼があっ

たので、帰京してから約束を果すのに忙しく、「俵にして海運にて廻し候程出来、皆々被レ頼申候畫賛類に御座候」（文化九年十一月二十六日付、頼春風・石井豊洲に宛てた書簡）(7)という状態であった。石元瑞に宛てた書状にも、「昨日も記文二篇、今日も絹地五幅したため、一向寸暇なし」(8)とある。一日に記文二篇、あるいは書画五幅とは相当な精力である。

山陽の潤筆料については、森田思軒著『頼山陽及其時代』(9)に、備中・内海吉平氏の談が載せてある。それによれば、扇子・短冊一朱、金紙・聯落ち・小切れ等が銀二匁、半截（半切）が二朱、屏風一双十二枚が金一両であったという。しかし市島春城氏の調べでは、半切一枚が金一分、特に詩作の依頼を受け、その詩を揮毫する場合には、金二分であったという（『随筆頼山陽』）(10)。り、市島氏の説は森田氏の約四倍で半切の値で見るかぎり、市島氏の説は森田氏の約四倍である。山陽の名声は年と共に上がったので、相場にも変動があったのは当然である。

また、これは差出年月を欠くも、山陽が小島彤山（諱は尨、字は子産。丹後峯山の人。入京して造硯・篆刻を業とした。弘化二年七月病没、享年五十二）に宛てた書簡(11)には、大阪の天平なる者から依頼されて、屏風一雙に古法帳を揮毫したが、その報酬が金千匹（二両二分）にも充たなかったので、天平から

また、山陽がこの前年、姫路藩に招かれて、仁寿山学問所に十日間出講したさいは、藩侯（酒井忠実）の料理人がついて、水楼で連日一酌、帰りには礼金二十五両と銀五枚を受け取っている。これには山陽もよほど得意で、小野泉蔵（蘇庵の叔父、諱は達、号は招月亭）に与えた書簡（天名二年十二月十五日付）に、「姫路にて無理に十日滞在。三寸舌にて十五萬石を動し、十日間二十五両、銀五枚を攫取（つかみ）候」(14)といっている。

山陽の晩年の名声は、かくのごとく至大なるもので、もしあと数年の天寿に恵まれていたら、その経済生活にも大いに余裕が生じたと思われるが、好事魔多しで、その栄福は長くは続かなかった。

ところで、開塾当初の門生は、せいぜい一〇―二〇名ほどで、潤筆収入がなければ生活できない。そこで、車屋町へ引越した直後、正月十一日（文化九年）には、早くも浦上春琴（玉堂の長子。諱は選、字は伯誉。画家。弘化三年五月病没、享年六十八）を伴なって、淡路の稲田家を訪ねている。稲田家は徳島藩（蜂須賀家）の執政で、洲本城を支配していた。篠崎父子が同家の賓師として、毎年のように洲本の学問所に出講していたので、淡路行きは小竹の勤めでもあったろうか。

この年（文化九年）は九月にも京都を出て、播州各地を廻っている。主に馬場元華（通称は三郎右衛門）に招かれての旅稼ぎである。元華は姫路藩用達の十六人衆の一人で(15)、姫路城下俵町で木綿問屋をしていた。また、姫路への往復とも、加古川の素封家・中谷家を足溜りにしている。この旅稼ぎでは、潤筆収入が少なからずあったようで、その大半を京都へは持ち帰らずに、馬場家に預金しておき、利子を稼ぐという方法をとった。預金しておくほどなので、京寓での生活も多少のゆとりができたのであろう。

ところが広島の父・春水などは、こうした旅稼ぎを苦々しく思っていた。春水の希望では、山陽がせっかく京都へ出たからには、蔚然（うつぜん）たる大家になって経学の門戸を盛大に張ってもらいたいのである。それなのに「旅猿」になって「尻ノウカ〳〵いたし候」(16)とは情ないわけである。山陽は、この父の気遣いに対し、金山重左衛門に執り成して貰いたく、金山に宛てて「播州下りなども彼（かれ）是（これ）と氣遣（きづかい）可レ申候へども、京都書畫家、近國かせぎは不レ珍候事、又書生計（ばかり）にても衣食不足と申（もうす）にても無レ之候へども、少々餘計にと存候へば、ケ様（かよう）候事も不レ得レ不レ爲（ルヲサ）候」(17)と弁解している。

山陽が車屋町へ転宅した翌年（文化十年）の三月、父の春水（六十八歳）が、孫の餘一（山陽の長子。号は聿庵。十三歳）を連れて上国へ出て来た。春水ももはや老境で、とかく健康も勝れないことから、休暇を取って有馬の温泉で湯治するのを名儀としていたが、わざわざ有馬を選んだのは、実は山陽の生活をそれとなく探知し、勘当同様の関係も改めたいというのが本心であったらしい。

山陽は篠崎小竹より、春水一行が大阪へ着いたとの知らせを受けると、三月二十五日、風雨を冒して淀川を下った。そして、四年ぶりで再会し、四月四日、これを京寓へ案内して、四月十一日まで市内・近郊の遊覧に従った。この間、春水に榕亭なる者の針治療を受けさせた。山陽の門生たちも、山陽の意を体して、懇切に周旋したので、春水も大いに意を強くし一安心したと思われる。この間の顛末は、山陽が五月朔日付で叔父の春風に報じた書簡(18)に詳しい。

山陽が春水の一行を西宮まで見送って、京寓で塾を再開したのは五月六日（文政十年）のことである。三月下旬から仕事を休んでいて、殆んど出費ばかりであったから、家計の方は並大抵ではなかった。春水には心配させぬよう、歓待に心を配っただけに、台所の方は逼迫していた。この急場に山陽は、小竹から物質的援助を受けたらしい。文政十年五月六日付で山陽が小竹に宛てた書簡によれば、五月の節季（五日）には小竹の厚意で諸払いを済ませ、残金四両三歩は今後の資本として、家計を建て直したいといっている。

そこで、この年（文政十年）の秋も、金策のために浦上春琴を伴ない、美濃・尾張・伊勢方面へ潤筆の旅に出た。今回は美濃の村瀬藤城と、名古屋の小林亮迪（江馬蘭斎の門弟。蘭医）の勧めによるのであった。

因みに、当時は山陽の門生で、山陽の家に寄宿していた者が四人、それに学僕が一人いた。山陽は遊歴に出かけるについて、彼らの食費の支出は小石元瑞に依頼しておいた。山陽が不在中に塾を去りたい者は、元瑞が山陽に代わって食費を精算した(20)。山陽が妻帯する迄は、いつもこうして元瑞の世話になっていた。

さて、今回の遊歴は、十月九日（文化十年）に京寓を発し、十二月後半に帰京している。閏月を狭んでいるので、四カ月にも亘る長期であった。山陽が名古屋から、十一月三日付で小石元瑞に報じた書簡(21)によれば、この遊歴で二十両ほど稼ぎ、そのうち十両を高利で預金した

いと述べている。

大垣では、蘭医として著名な江馬蘭斎（諱は春琢、字は元恭。天保九月七月病没、享年九十二）を訪ね、その二女・細香（名は裒（たお）、又は多保。当時二十七歳）に初見した。細香は才色嫌具、墨竹に秀で、詩才にも恵まれていた。彼女は山陽を慕い、師弟の約を結んだが、山陽も彼女に邂逅したことを嬉び、さっそく小石元瑞にこの事を報じて（文化十年十月二十日付書簡）(22)、今迄に元瑞から勧められた縁談は成立させるに及ばないとし、さらに次の書簡（文化十年十一月十三日付）(23)では細香の印象を詳しく語り、「両情相ニ許（ス）於心目之間（しんもくのあいだ）ニ所ニ的確ニ御座候」「厳父（蘭斎）さへ呑込候へば、本人は参（まいる）（嫁に）氣に相違なく候。うねぼれにあらず、得ニ的脈（てきみやく）一候」などと述べ、元瑞に媒妁を依頼している。

なお、この書簡では、山陽が細香の上京を誘ったところ、細香も応諾したので、そのさい二人で婚約してしまい、蘭斎には細香から事後承諾を求める方法もあるが、それでは「私通」のようで、蘭斎が激怒するであろうから、やはり元瑞に仲介の労を依頼したいと述べている。

元瑞は、この縁談には別に反対ではなかったようであるが、しかし山陽が京寓へ帰って一・二カ月の中に、自家で女婢として使っていた梨影（里枝（りえ）。当時十八歳）を山陽の需めるに任せて、山陽の家へ入れている。山陽が梨影を迎えた理由は、篠崎小竹に報じた書簡（文化十一年二月十六日付）(24)に、「此節（このせつ）は小石などと談じ、一朝雲を蓄（たくわえ）申候。薪炊ハ一老媼ニさせ、亂頭蓬髪之書生輩は先逐出（まずおいだし）、一両人有志之者差置、何分尻（しり）ヲスへ、成レ家（スヲ）ことをを樂と致候積ニ而、櫻も數株買て庭へ種（うえ）など致し、内（うち）に而（て）花見もすますなど、皆々老兄一帋（いっし）の賜也」と述べている。

朝雲というのは、楚の懐王が高唐に遊び、夢に見たという巫山の女神の名で、転じて愛妾の意である。梨影は、近江蒲生郡西大路の旧家・疋田藤右衛門の娘で、土地の習慣として行儀見習のため京都の親族・大崎嘉兵衛（械屋（かせや））へ預けられ、さらに小石家に手伝いに来ていたのを、山陽が申し受けたのである。右の書簡にもあるように、このさい「蓬頭亂髪の書生」は追い出してしまい、老媼を雇って薪炊の労をとらせ、庭など調えて家庭らしくしたのだという。されば、梨影を内縁の妻として迎え入れたのである。

一方、細香の方は、この翌月（文化十一年三月）、約束どおり上京して来た。三月五日、山陽の京寓に招か

れ、小石元瑞、浦上春琴、武元登々庵も来合わせて、庭前の桜花にうち興じつつ詩酒を応酬した。この時、山陽の賦した七絶の第四句に、「呼レ姫移レ燭近二簷花一」(25)とあるので、席上、梨影が取り持ちしたことがわかる。細香と梨影の長き交際も、これが初会であった。

ところで、細香が入京したことを知った篠崎小竹は、元瑞に宛てて山陽と細香の媒妁を促し、「濃州より才媛参り候よし。御媒妁可レ然奉レ存候。大體なれば、國元(広島)へハ無沙汰にて可二取計一哉。無レ左候而ハ、何事も國元へ申遣候而ハ埒明申間敷候」(文化十一年三月十五日付)(26)といい、その成立を希うあまり、広島へは無断でよかろうとまでいっている。

小竹が梨影のことを知らなかったわけではないのに、こうした言動を生ずるに至った理由は、実は梨影はまだ正妻の資格は与えられていなかったからであろう。それが証拠には広島でも彼女を「召使」と呼んでいたことは、当時、春水が元瑞に宛てた書状に、「大豚(山陽)事、細々御示諭被レ下、毎々蒙二不棄一候のみならず、御回互(護)被二成下一候様被二思召一、土着之者も入門等有レ之、召使而得二其所一候様被二厨下之取締仕候事、萬事ソレラシク思召被レ下候段被二仰下一、此元ニて妻(梨影)も相應ニ取扱候事

かがあった。どちらも豪家の娘で、閨秀画家である。玉瀧のごときは、すでに文化八年（一八一一）頃、山陽を慕って上京し、武元登々庵に山陽との媒妁を依頼した。しかし、入京したばかりの山陽は、とてもそれどころではなかった。已むを得ず玉蘊は、備後府中の木村雅寿（諱は孝安、字は鶴卿）に、「事の成らざるは時節の未レ至と思ひあきらめ居申候」（文化八年十月三日付）と申し送っている。山陽もこれには気の毒に思い、後に田能村竹田と閑談のおり、「信二可レ憫（キムム）也。吾実二負（キ）了」（田能村竹田撰『卜夜快語』）といったという。

ともかく山陽は京都で家庭をつくり、潤筆収入で暮しにも余裕ができると、あらためて気にかかるのは広島のこと、藩籍離脱を黙認でなく公認にしておかねばならない。それには、意を決して帰省し、反応を試みる必要があった。一つの賭けであるが、一度は試みなければならないと、この年（文化十一年）八月、飄然として帰省した。父母は大いに喜び、官辺のことは築山嘉平（若年寄格）、林権太夫（執政）などの周旋が効果的で(30)、思いのほか上首尾であった。山陽は大いに愁眉を開き、この喜びを小石元瑞に報じて、「私此度の帰省、誠に大出來にて、國元首尾も甚よろしく、夜あけ候心地仕候。此以後、京城僑居も愈安穏に御座候」（文化十一年九月十八日付）とか、「國元老人株（かぶ）のもの（父や叔父）など、何分京師に尻をすへ、堀川（伊藤家）、又は東洞家（吉益（よします）氏。広島出身の医家。東洞院に在った）などの様に、儼然成二家（シヲ）候様可レ然候。一代切（きり）の風流ハ如何と申候」（同上）(31)と述べている。

また、この書簡によれば、山陽は梨影の妊娠を父母に報じたところ、父や叔父の意見では、それなら梨影を正妻に直し、子供は里子などに出さずに、梨影の乳で育てさせよとのことであった。すなわち、「彼朝雲（ちょううん）、腹ふくれ候事申候へば、それは願てもなき一段之事也。外へ遣（つかわ）すなどと申事なさず、内にてそだて可レ然、別に乳母を置なども二度だめ（手数）なれば、その朝雲にそだてさせよと申候」（同上）とある。これにより梨影の入籍は定まったが、但しこの子は流産したらしく、誕生に関する記録がない。梨影との間の第一子は、それから六年後（文政三年）の辰蔵で、第二子はさらに三年後（文政六年）の又二郎（支峰）である。

なお、広島からの帰途は、備中長尾の小野家に立ち寄り、小野一族の世話で三十両という多大の潤筆料を得た。この稼ぎを山陽は、小野蘇庵（移山亭）に宛てた礼

状に「西国責（攻）」（文化十二年正月十四日付）(32)と称し、また、小野公緒に宛てた礼状に「旅芝居」（文化十一年十二月十一日付）(33)といっている。なお、「西国責」と称した書簡の方では、「近來之快き年の暮を仕候よし、誠に瓜に火をとぼして、瓜を長く致さぬ趣」で、以後は倹約を旨とし、祇園などへは足を向けず、堅固に暮しを立てたいと、殊勝な考えを述べている。また、「旅芝居」といった書簡では、「座元やら、木戸番やら、貴君之御大役、生涯御覺なき御労煩と奉レ存候。御蔭にて籠城の兵糧、玉・薬、丈夫に出来、是より京勢を引受、一戦仕候積」「猶此上之御詰・尻押、深く長尾御兩家（小野泉蔵・蘇庵）と貴家とに奉レ憑候事に御座候」と、小野一族の後援を深く頼んでいる。

今回の帰省の旅は四カ月にも亘ったので、京寓へ帰り着いた時の梨影の喜びは知るべしで、山陽もこの有様を「無レ恙歸京。朝雲（梨影）大悦。其佗舊知・門生、無レ恙先々落着申候。ハニフ（埴生）ノ小屋も吾内なれば久振にて歸、大分可レ樂候」（文化十一年十二月十一日付、小野公緒へ宛てた書簡。前出）と表現している。山陽不在の間、門人たちは自習して、詩文など作って待っていたので、山陽は帰京早々、これを添削するのに寧日なかった。

この翌年（文化十二年）四月、父の春水が病気だと聞いて、山陽は第二回の帰省を行なった。広島へ着いてみると、父の容体はさほどでなく、この間、山陽が初妻・淳子との間に設けた長男の餘一（聿庵）が、春水の嫡子として家督が許されたので、広島の実家は一安心であった。山陽は四国・中国筋で潤筆料を稼ぎつつ、五月十三日に京寓へ帰った。

なお、この帰京の直後、山陽が江馬細香に与えた書簡に、「私、書の風、少々有レ所レ悟入、一變仕候。毫の柔なるにて、書様もやはらかに、静に仕候也」（文化十二年五月十七日付）(34)とか、「先蘇・米の間ノ筆意に候」（同上）と述べている。つまり、旅先で思うところあって書風を一変し、柔かな筆で静かに書く。温順な味が出て、蘇東坡（宋・眉山の人。諱は軾）と米芾（宋・襄陽の人。字は元章）とを折衷した。独得の筆法を会得したというのである。橋本左内は、安政五年末、七百数十字を費して山陽の書風を論じ(35)、しばしば変じて遂に一家を成したと述べているが、この文化十二年の交も一つのヤマであった。

また、この細香に宛てた書簡の追申に、「あつさたへ

がたく候。尤緣陰微風、几硯無レ塵、少覚ニ佳適一ヲ候」と
いっている。年間で最も湿気の多い季節、初夏の候であ
る。この家の間取りや規模はわからないが、風通しもわ
るく狭苦しかったのであろう。それで、この翌月には、
さらに多涼の所へ転宅している。

〔補注〕

(1) 「香雪書屋」の雅号
文政十年八月二十五日付で、山陽が村瀬藤城に与えた
書簡に、「香雪書屋寒燈之下。頼徳太郎」と署名してい
る。(『頼山陽書簡集』続編、九〇―九一頁)

(2) 新年を迎えて感慨の七絶
九街鶏唱瑞気新。簪笏朝レ正簇ニ紫宸一。誰識席門高臥
士。木錦衾裡亦生レ春。(『山陽詩鈔』巻一、壬申〔文化
九年〕の条)

(3) 搗餅したことを茶山に報じた書簡(文化九年正月十日付)
『頼山陽全伝』上巻 三〇七頁

(4) 竹原の石井豊洲に近況を報じた書簡(文化八、九年頃)
『頼山陽書簡集』上巻 一〇六―一〇八頁

(5) 山陽を詐称して豪家に寄食する者
森田思軒著『頼山陽及其時代』(民友社、明治三十一年
五月刊) 一二〇頁

(6) 外史写本の代金を藤城に請求した書簡(文化十年八月二十
五日付)
『頼山陽書簡集』続編 九〇―九一頁

(7) 播州遊歴を春風と豊洲に報じた書簡(文化九年十一月二十
六日付)
『頼山陽書簡集』上巻 一二二頁

(8) 小石元瑞に近況を報じた書簡(年月を欠くも、文政九、十
年頃と推定される)
『頼山陽書簡集』続編 五四八頁

(9) 山陽の潤筆料について森田思軒の説
『頼山陽及其時代』一二三―一二六頁

(10) 山陽の潤筆料について市島春城の説
『随筆頼山陽』(早大出版部、大正十四年三月刊) 八二
―八六頁

(11) 小島彤山に宛てた書簡(年月不詳)
『頼山陽及其時代』二一七―二一八頁

(12) 青楼主人からの揮毫依頼を断わる(文化九年十一月二十六
日付、春風・豊洲宛の書簡)
前出。補注(7)

(13) 「簡斎記」「石香斎記」
拙著『頼山陽文集』二九〇―二九八頁 二九九―三〇五
頁

(14) 姫路藩への出講を小野泉蔵に報じた書簡（天保二年十二月十五日付）

『頼山陽書簡集』下巻　四四〇―四四一頁

なお、仁寿山校で優待されたことは、同年十二月六日付で広島の母（梅颸）に呈した書簡にも出ている。

(15) 十六人衆の一人

山陽が文化九年十一月二十六日付で春風・豊洲に呈した書簡（前出）に、「小子、秋冬の際、播州姫路に馬場三郎右衛門と申（もうす）、近年門人に成候男子有レ之、舊家にて酒井侯へ用途を出候十六人衆と申一人に御座候」とある。

(16)

「旅猿」「尿ノウカ〳〵」

春水が元瑞に宛てた書簡（文化十二年四月二十九日付）に、「畢竟。旅猿之（の）何がな托候而、尻ノウカ〳〵いたし候所よりの所為、是等の外、右に准候事共可レ多候所、老兄ニハ御家内様も御懇到被ニ成下一候半、誠ニ如何なる因縁ヤと、千里外、忝湊手罷在候」（『頼山陽書簡集』続編　一五―六一五八頁）とある。

また、山陽が長崎から母に呈した書簡（文政元年八月二十一日付）にも、「旅猿の癖は先大人御嫌（きらい）被レ遊候義、於レ今不レ忘候」（『手紙の頼山陽』一〇〇―一〇四頁）とある。

(17) 潤筆のための出遊を金山重左衛門に弁解した書簡（文化十年正月二十五日付）

『頼山陽書簡集』続編　一二四―一二六頁

(18) 父の春水に侍遊した顛末を春風に報じた書簡（文化十年五月朔日付）

『頼山陽書簡集』上巻　一二七―一二九頁

(19) 小竹に物質的援助を感謝した書簡（文化十年五月六日付）

『新選頼山陽書簡集』　六八―六九頁

(20) 塾生の世話を元瑞に依頼した書簡（文化十年九月二十四日付）

『頼山陽書簡集』上巻　一二九―一三二頁

(21) 遊歴の成果を元瑞に報じた書簡（文化十年十一月三日付）

『頼山陽書簡集』続編　九三―九四頁

(22) 江馬細香に邂逅したことを元瑞に報じた書簡（文化十年十月二十日付）

『頼山陽書簡集』続編　一二一―一二三頁

(23) 細香との媒妁を元瑞に依頼した書簡（文化十年十一月十三日付）

『頼山陽書簡集』続編　一〇七―一〇八頁

(24) 梨影を迎え入れたことを小竹に報じた書簡（文化十一年二月十六日付）

『頼山陽書簡集』続編　一一四頁

(25) 山陽の七絶「呼レ姫移レ燭……」〔詩集〕一五八頁

『頼山陽全書』

この時、細香・元瑞にも、それぞれ七絶がある（右、同書）。

(26) 山陽と細香の媒妁を小竹が元瑞に依頼した書簡（文化十一年三月十五日付）　『頼山陽書簡集』続編　一一六―一一七頁

(27) 春水が元瑞に対し梨影の世話を感謝した書簡（文化十一年八月二十五日付）　『頼山陽書簡集』続編　一一七―一一八頁

(28) 山陽が風流の伴侶として細香に期待した書簡（文化十二年正月七日付）　『頼山陽書簡集』上巻　一九九―二〇一頁

(29) 山陽と袁枚と比較される　拙著「愛静館筆語に見る幕末二儒の頼山陽観」（『法政史学』第三十六号、八五―八七頁）。

(30) 山陽のため官辺を執り成す　築山嘉平・林権太夫など。かつて春水が茶山に呈した書簡に、「此地に築山嘉平といふ人有レ之、用人職にして磊落也。渠（かれ）（山陽）を殊の外謂はゆるヒイキにいたし、此上もと精力を盡し周旋申候。尊家へ罷越候様に相成候も、此人の蔭（かげ）にて」（文化六年十月十九日付）とある。

(31) 山陽が広島帰省中に元瑞に報じた書簡（文化十一年九月十八日付）　『頼山陽全伝』上巻　三五七頁

(32) 「西国責」　文化十二年正月十四日付、山陽が小野蘇庵に宛てた礼状（『頼山陽書簡集』下巻、八九五―八九七頁）。

(33) 「旅芝居」　文化十一年十二月十一日付、山陽が小野蘇庵に宛てた礼状（『頼山陽書簡集』上巻、一九五―一九六頁）。

(34) 江馬細香に帰京を報じた書簡（文化十二年五月十七日）　『頼山陽書簡集』上巻　二一五―二一六頁

(35) 橋本左内「評二山陽書一」　半井仲庵の為に山陽の書風を品評したもので、戊午十二月十五日―十九日の作。（『橋本景岳全集』下巻、一三三一―一三三二頁）

四　第三回の京寓

（古香書屋）

場所　二條通高倉東へ入ル北側

期間　自　文化十二年（一八一五）六月　山陽三十六歳

至　文政二年（一八一九）三月　山陽四十歳

この間　三年九カ月

山陽は第二回の帰省の旅を終えた翌月（文化十二年六月）、二條通高倉東へ入ル北側へ転居した。京都で二度目の転居で、三度目の家である。時に山陽は三十六歳、梨影は十九歳であった。前の車屋町御池上ル西側には、居ること足かけ四年、満三年五カ月であった。

今回の転居の理由は、門人や来客が増えたので、もう少し広い所が欲しい、また、暑さをしのげる木立のある所をと望んだようで、美濃の村瀬藤城に転居を報じた書簡(1)では、「此度は大分廣敞（広々としたさま）多涼の処にて、門逕（門から入った小道）深邃（奥ふかい）、別院（離れ）なども有レ之、廻廊往来、隔レ簾燈影、徹レ樓書聲など、大分有レ趣候」（文化十二年六月二十日付）などと自賛している。

しかし一方、菅茶山に転居を報じた書簡(2)では、「襄、新居。比レ舊大分廣敞に候へども、寸土寸金、乏下容ニ樹竹一之地上、想三往日黄葉村（茶山塾）曠景象一、發二浩歎一候」（文化十二年八月二十九日付）と謙遜している。これは茶山に対する遠慮で、相手を考えての言葉である。

いったい山陽は、転居したさいには新居がたいそう気に入り、その良さを頻りに吹聴する。しかし、やがて厭になり安易に転居する。借家の気転さもあるが、住居に関して好みがやかましく、最終的に落着くまで、かなりの試行錯誤をくり返すのである。

転居のことを広島へ報ずると、広島では山陽が席の暖らぬのを快しとは思わなかった。そこで山陽は、叔父の春風を通じて父に理解してもらおうと書簡（日付欠く）(3)を呈し、「私移居之義は、廣島へ申上候。此騒動に而未何事も手に付不レ申候。尾藤先生は二十年住二津上一、移居之數、如二其年之數一、と被レ申候歟。私は六年に三遷に御座候。是迄之車屋町にも足懸四年居申候。今度之處も十分には無レ之候へども、先暫是に而辛抱仕可レ申。其内には好宅も明キ申と奉レ存候。尋候時は好宅なきもの に御座候」といっている。

つまり、自分は六年間に三度住居を変えたけれども、義叔の尾藤二洲（諱は孝肇、字は志尹。昌平黌教授。文化十年十二月病没、享年六十九）などは、在阪中に二十回も転居しているといっている。また、今度の家も必ず

しも満足ではないが、当分は致し方がないし、そのうちには恒久的な住居を見つけたいというのである。

なお、この春風に呈した書簡には、「家之圖、左之通に御座候。廣（広島）へも御遣可レ被レ下候」とあって、次のような見取図（第二図）をつけ間取りまで説明している。

すなわち、「一重立ノ家ヲ無理ニ奥へ通ル客ニ勝手ヲ見せぬ様に立申候家に候。奥・口トモ惣二階而、口ノ二階ニハ書生を置申候。奥ヲ居間ニ仕、客ヲ擇み、奥へ路次ヨリ通シ候。間口三間半、奥行十三間、鎗ノ鞘ト云家ニ候。御一笑可レ被ニ遊下一候。是迄之所は大屏（塀）作、向玄關抔に而格好ヨロシク候。此度は茶人好之家に候へども、迫促ノ方に候。書生を置候所は廣ク候」とある。

この見取図でも察せられるように、うなぎの寝床のような東西に長い家で、山陽はこれを「鎗の鞘」のような家と表現している。部屋が一並びしか取れない長細い土地に、奥の座敷へ通る客に台所をはじめ暮し向きなど見られぬように、北側の隣家に沿うてずっと路地をつけたところにも無理がある。また、これまでの家は曲りなりにも塀をめぐらし、門の中に玄関があるといった、いわば少しは格式があったけれど、今度の家は奥まった所にあるものの、いかんせん茶屋まがいの落ちついた座敷があ

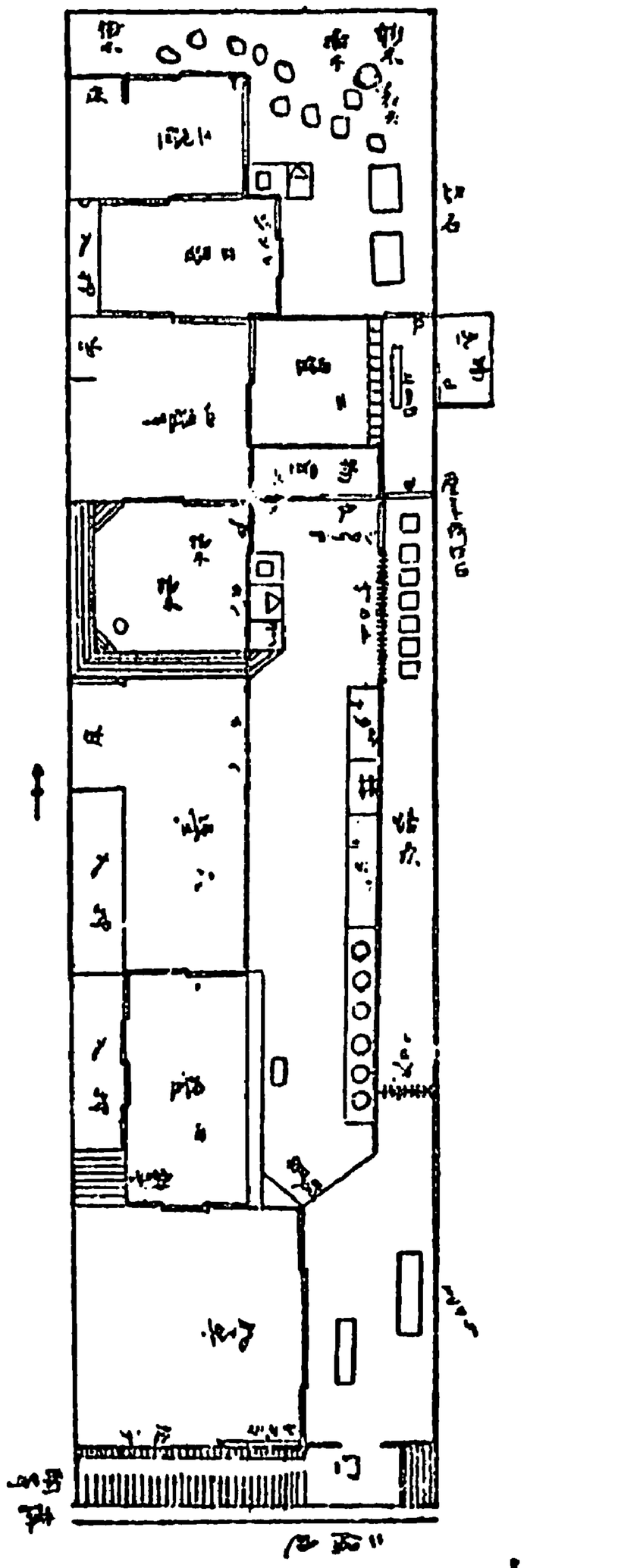

第2図　二条通高倉東入の家
頼春風宛書簡に拠る。
槍の鞘のように南北に
長い家で，書斎を「古
香書屋」と名づけた。

幅がないので何となく狭苦しい（迫促）感じであるという。

とば口の八畳の座敷は教室で、その二階には書生を起居させる。書生の居間は、これまでの家よりずっと広くなった。総二階というからには、奥まで二階があったのであろう。山陽は、奥まった座敷が、離れのような感じで、落ちつきがあるので気に入っていた。村瀬藤城への書簡（前出）に、「別院」と称したのがここで、ここを書斎に充て、上客はここへ通した。また、ここを「古香書屋」と題したが、後に両替町押小路へ転居したさいにも（第五回の京寓。薔薇園）、その書斎にこの名を移している。山陽は、ここの小さな庭に樹木を植え、庭石なども買い整え、これを眺めながら煎茶を楽しんだ。

小石元瑞が、この書斎を訪れての七絶に、「茶香脈々、爐烟を雑う。……」(4)の句がある。また、前掲（補注(1)）村瀬藤城に与えた書簡にも、「新涼になり、御逍遙がてら、御一來などは出來まじきや。別院にて茶話、妙なるべし」といっている。山陽はこの家で、煎茶の趣味に入っていたようだ。

また山陽は、引越した直後、「卜居銅駝坊ニ」と題する七絶三首(5)を賦しているが、これによれば書斎のある奥庭には、木犀や梅花の三五株を植え、ささやかな園芸を楽しんでいる。山陽の園芸趣味は、後に両替町押小路（薔薇園）へ移って大いに発展するが、その端緒はこの二條通高倉（銅駝坊）の家であろう。

ところで、山陽の母（梅颸）の日記(6)によれば、父の春水は文政十二年十一月下旬から、とかく健康が勝れなかったが、翌十三年二月十二日、危篤に陥り、同月十九日、瞑没した（七十一歳）。山陽は十二日付で出した母の書状を十八日に見て、五日半で広島へ馳けつけたが、すでに葬儀もおわっていた。広島には三週間いて、あとの始末をつけ、また満腔の悲哀をこめて「春水行状」を綴るなどして、四月三日に帰京している。これが第三回の帰省であった。

なお、この帰省の後で、父の遺命で二十五両が山陽に送られて来た。この二十五両の遺産については、山陽が母に呈した書簡で、「今日之入用に仕候へば、直に盡申候事に候。誠に難レ有金子に御座候へば、しかと致候方へ預置、手を付不レ申候。不虞に備置申候積に御座候」（文化十三年四月二十一日付）(7)と述べているので、どこかへ預金したのであろう。

これより山陽は、古礼に准じて三年の喪に服した(8)。但し、仕事を休めば生活に困るので、「心喪」であるといっている（文化十三年六月八日付、山陽が小竹宛てた書簡）(9)。すなわち閨房を絶ち、行楽を慎み、酒肉を避けたわけである。そして忌明けの文政元年（一八一八）を迎えて、その正月、山陽は第四回目の帰省を行なった。これは父の三回忌の法要を営むためで、二月十七日に法要をおわり忌明けとなると、これを機会に壮大な九州遊歴を試みた。

けだし九州遠歴は多年の宿願で(10)、京都を発つ時にはすでに心に定めていた。しかし、小石元瑞にだけは打ち明けて、留守宅の世話を依頼しておいたが、親しきことと篠崎小竹のごときにすら知らせていなかった。こうして諸人に秘していたのは、塾生の離散をなるべく防ぐためであろう。

篠崎小竹には、広島を発するさいに了解を求めているが、その書簡（文政元年三月六日付）(11)によれば、長く京都を留守にする以上は、「落城」の毀(そし)りは免かれぬと、また、「諸処へ預ケ置候家財ども取寄、匆々(そうそう)巣を拵候て、又々母を迎に下り」（文政二年閏四月一日付、山陽が広江殿峰・秋水に宛てた書簡）(13)とある。すなわち、家財など諸方に分散していたとあるからには、狭さのほどもが、しかし遊歴の有益さには替え難いと述べている。京都の儒者たちは、山陽が京都を逃亡したと毀り、その門生を奪おうとするであろうが、遊歴して貴重である。事実、山陽の詩境は九州遊歴を境として一時に開け、見識も一段と大きさを増している。

この九州遊歴は、文政元年三月から翌年正月にかけてで、京都を不在にしたのは、その前後をあわせて一年二カ月という長期である。この間、元瑞に依頼して、塾の方は一時閉鎖すること、家賃を節約するため梨影をより狭い所へ移すこと、この二つを取り仕切って貰った。これについては、長崎から広島の母に呈した書簡にも、「薩・肥へもまわり帰申度、何れ冬にも可二相成一と奉レ存候。夫(それ)故、京へも申遣、大宅に留守させ候ても無益之事故、小宅につぼみ申候様申付遣候。小石（元瑞）へ萬々頼遣(つかわし)、左様取計(はからい)くれ候」(12)とある。

こうして元瑞が世話し、梨影が引き移った家がどの辺りにあったのか、今のところ審かでない。しかし梨影が引き移った家は、よほど狭い家であったと見え、山陽が京都へ帰って新しい家（木屋町の川座敷）を借受けた時、「諸処へ預ケ置候家財ども取寄、匆々巣を拵候て、又々母を迎に下り」（文政二年閏四月一日付、山陽が広江殿峰・秋水に宛てた書簡）(13)とある。すなわち、家財など諸方に分散していたとあるからには、狭さのほどもが

察せられる。

一方、山陽の遊歴中の艱苦も、並大抵でなかったであろう。鹿児島から菅茶山に呈した書簡の一節に、「西道処々苦楽相伴と申内、十ノ八九は苦みに候」(文政元年九月二十九日付)(14)と漏らしているが、潤筆料を旅費に充てながら、知らぬ他国を漂遊することとて、その苦心は大概察せられる。山陽は、行先の名士には、「何卒御世話にて、御近邊にて筆耕(ひっこう)少々、此費を償候て、歸申度事に御座候。無祿(むろく)遊子、有レ出無レ入しては、千里獨行不レ可二奈何一(トモスル)御憐察可レ被レ下候」(文政元年九月八日付、書簡)(15)などと予告し、その周旋に期待しているわけで、自給自足しなければならなかった。

この遊歴で注目すべきことは、これまで山陽は下戸であったが、酒の味を覚えたこと(15)、ことに伊丹の辛口を好み、京寓へ帰ってからは、茶器は棚に上げ、酒器を傍らに置くといった変わりようで、伊丹の銘酒は切らさぬよう気を配った。また、これまで山陽の墨戯は主に書であったが、画をしきりに書くようになったこと、ことに長崎において清(しん)客に逢い、南画の秘訣を自得し、さらに豊前の耶馬渓を探勝してからは、この道に活眼を開いたといえよう。山陽は、「チト乗りが参り、下手の横好と相成候」(文政三年十一月十四日付、向藤左衛門に与えた書簡)(17)と嫌遜しているが、野呂介石(諱は隆、字は松齢。池大雅の高弟。紀州藩絵師。文政十一年三月病没、享年八十二)あたりから所望されるようになったほどで、この方面でも名を成したわけである。

山陽が広島へ帰り着いたのは、文政二年二月四日である。帰京にさいしては、母(梅颸)と、母の歌相手に映る。雪尼、それに遊学希望の小園尚平(春風の養子)を連れ、二月二十三日に広島を立った。途中、風光を愛でつつ、三月七日に大阪に着くと、山陽の門人・後藤松陰(諱は機、字は世張。山陽の媒妁で篠崎小竹の女婿となる)が、すべて迎接の労をとった。大阪には母の実家(飯岡家)もあるし、親戚(越智家など)もあるので、これに顔を出したり、名所を見物したりした。

山陽は三月十一日に、一行に先立って下阪したが、これは母の歓迎準備のためである。山陽が、かねて聞いていた梨影の留守宅に到り着いた時の情景は、「到レ家(ル)」(18)と題する五古に、「……山妻、足音を記し、喜び極まって悲みを成す。兩歳、始めて歸り到る。塵埃(じんあい)、面目黧(くろ)し。湯を煖(あたた)めて、吾が脚を洗う。薪濕(うろお)って、火傳うる遅

し、薪の濕う、且つ妨げず。ただ喜ぶ、會期有るを」と
あり、彼女が足音を聞きつけ、走り出でて出迎え、無事
を喜びあった情景が眼に見えるようである。

ともかく山陽は、急いで新しい借家を物色しなければ
ならない。母を満足させるためには、風光のよい高燥の
地が望ましい。ところで、かねがね鴨川に臨んだ木屋町
あたりに住んでみたいと思っていたことは、かって江馬
細香に与えた書簡に、「小生、木屋町水樓に住度宿望
有レ之、殊更留連を覺候。イヅレト二一佳境一ヲ、終焉之計
を成申度存居候也」（文化十二年正月七日付）(19)とあった
ところへ、丁度、二条通木屋町の鴨川べりに、柴屋長次
郎という人の貸座敷があったので、さっそくここにきめ
た。

そこで梨影を督して、連子窓には新しい紙を張り替え
たり、枕とか蒲団は、新しいものを用意した。それは、
「迎レ母ヲ」と題する五古に、「窓櫺糊二新紙一。枕衾検二舊
篋一」（窓櫺、新紙を糊し。枕衾、旧篋を検す）(20)の一節
がある。一方、山陽は門弟の今井良吾を大阪へ派遣し、
母の上京につきそわせた。母の一行は三月十八日、淀川
の晝舟で京都へ向かい、途中、八幡で一泊し、翌日、伏
見社に詣で、ここに山陽が迎えに出て、茶店のあたりで

邂逅し、木屋町の川座敷へ案内した。

〔補注〕

(1) 村瀬藤城に転居を報じた書簡（文化十二年六月二十日付）
『頼山陽書簡集』続編　一六一―一六三頁

(2) 菅茶山に転居を報じた書簡（文化十二年八月二十九日付）
『頼山陽書簡集』上巻　二二三―二二六頁

(3) 叔父の春風に転居を報じた書簡（文化十二年。但し月日不詳）
『新選頼山陽書簡集』　九〇―九二頁
『頼山陽書簡集』上巻　二三九―二四〇頁

(4) 小石元瑞が新居に寄せた「七絶」
茶香脈脈雑二爐烟一。只覺君家別在レ天。客到捻レ鬚不レ成レ句。唯吟無事小神仙。（『頼山陽全伝』上巻、三八二頁）

(5) 山陽の「卜二居銅駝坊一」三首
『頼山陽全書』〔詩集〕　一八一頁

(6) 山陽の母（梅颸）の日記
「梅颸日記」と題せられ、『頼山陽全書』の別冊附録として、「春水日記」と合わせ収録されている。

(7) 文化十三年四月二十一日付で山陽が母に呈した書簡
『頼山陽書簡集』上巻　二五五―二五七頁

(8) 山陽が服した三年の喪

その虚実については、森田節斎と江木鰐水との論戦がある。（拙著『頼山陽品行論』）

(9) 心喪を小竹に告げた書簡（文化十三年六月八日付）

『頼山陽書簡集』続編　一七〇―一七一頁

(10) 九州遊歴の宿願

親友の篠崎小竹は二十三歳の享和三年、早くも長崎へ行っている。山陽の広島時代、市河米庵、大槻平泉らが、長崎帰りに来訪している。文化四年には叔父春風が、石井豊洲と共に長崎へ往還している。同五年には武元登々庵が長崎へ行くので、「登々行庵記」を作って贈っている。同八年には浦上春琴が長崎より帰って京都に住まい、山陽と親しく往来するようになった。同十一年には市河寛斎が長崎帰りに神辺に来て、神辺で山陽に逢っている。同十二年には叔父の杏坪が長崎に官遊しているし、父の春水も一遊を期していたが遂に果たさなかった。

山陽が長崎から母に呈した書簡（文政元年五月二十五日付）にも、「毎ニ見ニ山川景物一、ヲ父上様ノ御出願存ジ出シ、懐愴仕候。處カワリ候へ共、いつも毎朝遙拝仕候」とある。父の志を思うにつけ、あるいは知友との交遊で触発せられ、九州遊歴は山陽の宿願となっていた。

(11) 篠崎小竹に九州遊歴を報じた書簡（文政元年三月六日付）

『頼山陽書簡集』上巻　三一一―三一三頁

(12) 長崎から近況を母に報じた書簡（文政元年五月二十五日付）

『頼山陽書簡集』上巻　三一七―三二二頁　（前出。補注(10)）

(13) 母を京寓に迎えたことを広江父子に報じた書簡（文政二年閏四月一日付）

『頼山陽書簡集』上巻　三六八頁

(14) 鹿児島から近況を菅茶山に報じた書簡（文政元年九月二十九日付）

『頼山陽書簡集』上巻　三四〇―三四一頁

(15) 津奈木の深山春山に宛てた書簡（文政元年九月八日付）

『頼山陽書簡集』上巻　三三九頁

(16) 酒の味を覚えたこと

文化十年正月十四日付、山陽が母に呈した書簡に、「私ども酒は三十九より相始候」とある。（『頼山陽書簡集』下巻、五五頁）

山陽の第三子・三樹三郎が、ある人に答えた書簡でも、「亡父の事は、老母より承り候まゝ申上候。三十九歳。長崎に遊び、其頃より少々酒を呑み出し候事、『新居帖』に見えたり」とある。（市島春城『随筆頼山陽』、三三〇頁）

(17) 下手の横好き

文政三年十一月十四日付、向藤左衛門に宛てた書簡に

ある。(『頼山陽書簡集』上巻、四八二―四八三頁)

(18) 山陽の「到家」と題する五古
『山陽詩鈔』巻四　西遊稿下
『山陽詩鈔註解』　八三九―八四一頁

(19) 木屋町に僦居を希望して細香にこれを告げた書簡（文化十二年正月七日）
『頼山陽書簡集』上巻　一九九―二〇一頁

(20) 木川蔵人なる人の木屋町二条の借座敷へ、雪見に招かれての感想である。
山陽の「迎母」と題する五古
『山陽詩鈔』巻四　西遊稿下
拙著『頼山陽詩集』　一三二―一三四頁

五　第四回の京寓

（山紫水明処）

場所　木屋町二条下ル　柴屋長次郎方
期間　自　文政二年（一八一九）三月　山陽四十歳
　　至　文政四年（一八二一）四月　山陽四十二歳

山陽が京都での四回目の家は、前述したごとく木屋町二条下ル柴屋長次郎方の川座敷である。江馬細香に転居を知らせた書簡に、「僕三月十日着京、此度は母同伴仕候ゆへ、木屋町二条下、柴屋長次郎と申座敷、水樓臨眺最佳處ニト一寓居ヲ候」（文政二年三月二十六日付）(1)と述べている。入京して三度目の転居で、山陽は四十歳、梨影は二十三歳であった。

ここは通りに面した方に柴屋長次郎の住居があり、山陽が借りたのはその奥の鴨川に面した別棟である。通りから母屋のわきに路次がついており、奥の別棟に通じていたので、路次の入口付近は柳条が風に靡き、なかなか風情があったらしい。明治の頃までは、木屋町には炭や薪を商う店が多く、道ばたにはそれらが積み上げてあったというから、柴屋という屋号からいっても、家主の長次郎は薪炭商であったのであろう。なお、この長次郎については、これより五年後の文政七年三月、山陽が森荊（諱は章、字は子煥、豊後日田の人）に宛てた書簡に、「私方へ年來出入り致候

正直者」(2)とあるから、これを契機に頼家が他所へ遷っても出入りして、薪炭などを納めていたのであろう。

この川座敷は、母を迎え入れるため設けただけあって、鴨川の向うは東山に対し、風光は極めてよかった。ことに晩酌をはじめる夕景は、山は紫色を帯び、川面はひときわ映える。山陽は、この風光をそのままに、ここを「山紫水明処」と名づけた。当時、下関の広江殿峰・秋水父子に転居を報じた書簡に、「寓楼前對鴨河・東山、山紫水明、猶海鷗亭之望、毎日母に酒をすすめ候たびには、海鷗故事を思出候」(文政二年閏四月一日付)(3)といっている。山紫水明処の眺望は、瀬戸内海に臨む広江家の海鷗亭のごとしと、自慢と世辞とを忘れていない。

また、山陽が梁川星巌(諱は孟緯、字は公園。詩人。安政五年九月病没、享年七十)を、ここに招いた時の断簡に、「今日、鮮鯽(ふな)、泉川酒など有レ之候。御一來同酔可レ仕候。雨裏不三必待二山紫水明之時一候。チト早く御出可レ被レ成候」として、「木屋町二条ひの口十一頼」(年月欠。廿日付)(4)とある。これなども木屋町の川座敷にいた当時のもので、すでに山紫水明の語を使っていたことがわかる。なお、「泉川」とは伊丹の銘酒で、剣菱と並んで山陽が愛用したもの、山紫水明の時刻とは、季節によって異動はあるが、だいたい午後四時頃である。山陽は「山紫水明」の名称が気に入り、後に三木本へ移ってからも、その書斎からの眺望が酔似していたところから、これをその書斎の雅号に移しかえている。

さて、母の梅颸(静子)が、この心づくしの川座敷に案内された日、その印象を日記に、「……一同に、かも川のほとりの襄がもうけし宿につく。高どのにのぼりて見れば、ひがし山、一めに見へ、ひろ(比叡)山もみゆ。夜ハふし待月いでて、かも川にうつり、水の音をかくし、千鳥しばしば鳴く」(梅颸日記)(文政二年三月十九日)(5)と述べている。梅颸は和歌・文章にすぐれ、麗筆の持主なので、この印象も美化されていようが、しかし旧宅(古香書屋)より格段に風流であったことは容易に想像がつく。

これより山陽が母を歓待しては、洛中・洛外の花見、島原の豪遊、吉野の観桜、芝居見物、歌会の開催、宇治の螢狩、琵琶湖の舟遊など、寧日なきほどであった。閏四月十日、母の一行が帰郷の途に就いた時には、山陽もこれを送って出京、ついに広島までつきそって行った。広島へ着いたのは閏四月二十九日で、これが第五回の帰

省であった。広島には数日いて、京寓へ帰り着いたのは八月十四日（文政二年）である。昨年五月の西下以来、ここに至る実に五百七十日であった。

なお、この母の一行を送って西下する途上、京都の熊谷久右衛門（諱は直恭。鳩居堂主人）に宛てて、木屋町の川座敷には当年中は引き続き住むつもりだが、家賃が高過ぎるので「金壹兩ならし」にするよう、家主に掛け合って貰いたいと申し送っている。すなわち「第一申上度事は、屋賃の一件に御座候。もはや高くなり候はなに相成居申候。あちら（柴屋）よりもせがみ申候間、何とぞ何とぞ一日も早く値段の所、御懸合可レ被レ下候。當年中は居申候覺悟に御座候間、金一兩ならしに致候様、御させ可レ被レ下候。あまり月末になり候ては、いかがとぞんじ申候」（文政二年閏四月二十日付）(6)と。鳩居堂は、筆・墨・硯など文房具を取扱う老舗で、その主人はすでに頼家の内輪の人として、何かと頼家の雑用を足していたのである。

ところで、山陽は昨年春の九州遊歴から、長期に亘って来るよう周旋させた。

また一方、母に侍遊して出費がかさんだので、九州遊歴で潤った潤筆料も、残り少なくなっていた。かくては塾を再開し門弟が集まるまで心細いので、中国筋で潤筆料を稼いで帰ることにした。このため帰京が遅れるので、留守宅の世話を友人に頼んでおく必要があった。かくて山陽は岡山に於て、小石元瑞・浦上春琴・熊谷鳩居堂の三人に宛てて書状を発し、その中で梨影について は、「嘸（さぞ）、留守には待兼居可レ申候へ共、此處無レ據（よんどころ）皆彼等が爲に揮レ汗（ヲ）、染レ毫（ヲ）、晝寢も不レ致（ルサ）程之義、よろしく被二仰聞一可レ被レ下候。ひろき水樓に只一人、ねたり起たり致居申候。亭主（山陽）之罰あたらぬ様に致せと御傳可レ被レ下候」（文政二年七月八日付）(7)と頼んでいる。主人が旅先で揮毫に汗を流しているのに、その身は川座敷で昼寝ばかりしていては罰が当たるぞと、いったい山陽の書簡にはユーモアの漂っているのが特徴であるが、これもその一つである。

また、塾の再開と、帰京が遅れる事情については、「今般、門人（今井良吾）差返（さしかえし）、安否尋させ、直に又た參候様申付候」（同上）とか、「京都門人離散之跡、中々（なかなか）

急歸候ても、當地（中国筋）にて取候程（潤筆料収入）の半分（原注。三分の一）も無ニ覺束一候故、決レ策（シヲ）逗留仕候」（同上）と述べている。旅烏も決して楽ではなかったであろうが、生活の上から己むを得ぬ手段であった。

帰京したのは、前述のごとく八月十四日（文政二年）である。その翌月、塾を再興させるため、旧門人を集めて一会したらしい。熊谷鳩居堂に対し、その周旋を依託した書簡に、「寸隙（すんげき）なきと申内（もうすうち）、此方店（このほう）（塾）再興も不レ可ニ油斷一。殘り居候門人（おり）に廻狀まわし、一會可レ致ヤと存居申候」（文政二年九月七日付）(8)といっている。

それから翌年（文政三年）にかけて、山陽としては珍らしく遠出をしていない。京寓にあって、比較的落ちついた日々を過ごしている。この間に賦した詩を二、三引いておく。

鴨河寓居雜詩(9)

四首の一

欄干亜字俯ニ晴灣一　欄干は亜字（あじ）のごとく晴湾に俯す
水浄沙明落照間　水は浄（きよ）く沙は明かなり落照の間
捲ニ起紬簾一拄レ頰坐　紬簾（しょうれん）を捲き起して頰（ほほ）を拄（ささ）えて坐す
一痕雲影過ニ前山一　一痕（いっこん）の雲影前山を過ぐ

大意は、欄干の造りは亜という字のように、シナ風に組み合わされ、晴れわたった水面に臨みかかっている。水は清らかで沙は明かるく、夕陽に照り映えている。すだれを捲き起こして、頬ずえを突いて眺めれば、一片の雲の影が東山三十六峰をかすめて過ぎて行く、と。

四首の二

夜山幾尺出レ欄横　夜山（やざん）幾尺（いくせき）欄を出でて横たわる
俯聽蒼烟罩ニ水聲一　俯して聴く蒼烟の水声を罩（こ）むるを
月黑橋身看ニ不レ見　月は黒くして橋身看れども見えず
唯從ニ燈影一認ニ人行一　ただ燈影に従いて人行（じんこう）を認む

大意は、夜の山々を見わたせば、欄干の上に幾尺の高

さとなって黒々と横たわっている。うつむいて聴けば、水流の音は蒼然たる水烟にまぎれている。暗夜であって、遠く北に架かる丸太橋は、隠れて見えないが、ただ燈灯を持って往来する人があるので見当はつく、と。

寓楼所レ見(10)

日揺二簾押一午風喧　　日は簾押に揺きて　午風喧なり
已認東山花事繁　　すでに認む東山　花事の繁きを
寺寺紅雲供二指点一　　寺々の紅雲　指点に供す
高爲二長楽一下知恩　　高きは長楽と為し　下きは知恩

大意は、差しこむ日ざしは、すだれの押え物の上にゆらめき、午後の風はなま暖かい。もはや花の季節になって、東山のふもとは花見客で賑わっていよう。寺々の境内は、紅い花が雲のように開き、望見してどの寺の花かと指点することができる。東山の中腹に高くかかるのは長楽寺で、その下に見えるのが知恩院であろう、と。

この詩は、木屋町の川座敷からの景観という点では、前の詩と条件は同じだが、しかし作られた時期は春と秋とで全く違う。大意は、郊外の樹々は晩秋のそのままに、黄葉に紅色がまじり合っている。家々の瓦の霜は、午後の日ざしに融けてしまった。お客が来たので、おもむろにすだれを巻き上げると、軒の間に錦織りなす山々が美しい姿を見せている、と。

この家は文字通り水楼で、夏の夕は川風が入って涼しい。晩酌をしながら、山紫水明の景を眺める風流こそ、最大の取りえであるが、さらに佳人が来って陪すれば妙であると、山陽は文政三年（一八二〇）七月、江馬細香の上京を促した。その書簡に、「大暑無レ詩候。然し水亭少レ暑。晩際尤妙。無二夕不一レ把レ杯。把レ杯無レ不レ憶レ君

同(11)

郊樹秋深紅斑　　郊樹　秋深くして　紅斑なり
霜融二萬瓦一午暉間　　霜　万瓦に融す　午暉の間
客來徐捲二湘簾一起　　客来りて　徐に　湘簾を捲いて起こし
露出擔間錦綉山　　露し出す　擔間　錦綉の山

この詩は、木屋町の川座敷からの景観という点では、前の詩と条件は同じだが、しかし作られた時期は春と秋とで全く違う。大意は、郊外の樹々は晩秋のそのままに、黄葉に紅色がまじり合っている。家々の瓦の霜は、午後の日ざしに融けてしまった。お客が来たので、おもむろにすだれを巻き上げると、軒の間に錦織りなす山々が美しい姿を見せている、と。

この家は文字通り水楼で、夏の夕は川風が入って涼しい。晩酌をしながら、山紫水明の景を眺める風流こそ、最大の取りえであるが、さらに佳人が来って陪すれば妙であると、山陽は文政三年（一八二〇）七月、江馬細香の上京を促した。その書簡に、「大暑無レ詩候。然し水亭少レ暑。晩際尤妙。無二夕不一レ把レ杯。把レ杯無レ不レ憶レ君

候」（文政三年七月。日欠）(12)といっている。暑さのために詩作もないが、夕暮は格別であって、晩酌のたびに君を思っていると。しかし、この時の細香は、何故か上京して来なかった。

なお、この年の秋には、二男の辰蔵がこの家で生まれている。（文政三年十月六日）。辰蔵を二男といったのは、広島の聿庵（餘一）が長男だからである。しかし辰蔵は薄幸で、五年後の文政八年三月、疱瘡にかかり夭逝している。

〔補注〕

(1) 江馬細香に転居を知らせた書簡（文政二年三月二十六日付）
『頼山陽書簡集』続編　一九四―一九五頁

(2) 森荊田に家主の人柄を報じた書簡（文政七年三月四日付）
『新選頼山陽書簡集』　二六九―二七二頁

(3) 下関の広江父子に転居を知らせた書簡（文政二年閏四月一日付）
『頼山陽書簡集』上巻　三六八―三七〇頁

(4) 梁川星巌を川座敷に招いた書簡（年月欠。廿日）
『頼山陽書簡集』続編　七八四頁

(5) 「梅颸日記」（文政二年三月十九日）
『頼山陽全集』附録　五〇五―五一四頁
『山陽先生の幽光』本紀　六月。出ることが遅いから、なお、ふし待月は、臥待の臥して待つ月の意で、陰暦十九日夜の月。

(6) 尼ケ崎の舟中より熊谷鳩居堂に宛てた書簡（文政二年閏四月二十日）
『頼山陽書簡集』上巻　三七五―三七六頁
熊谷鳩居堂については、山陽が撰した「鳩居堂記」に詳しい。（拙著『頼山陽文集』一三六―一四四頁）

(7) 岡山から元瑞・春琴・鳩居堂の三人に宛てた書簡（文政二年七月八日付）
『頼山陽書簡集』上巻　三八五頁

(8) 熊谷鳩居堂に宛てて塾再興の周旋を依頼した書簡（文政二年九月七日付）
『頼山陽書簡集』上巻　三八八―三八九頁

(9) 七絶「鴨河寓居雑詩」四首の一、二
『山陽詩鈔』巻五　巳卯（文政二年）の条

(01) 七絶「寓楼所レ見」
『山陽詩鈔』巻五　庚辰（文政三年）の条

(11) 七絶「同」
『山陽詩鈔』巻五　庚辰の条

(12) 江馬細香の上京を誘った書簡（文政三年七月。日欠）

六　第五回京寓

（薔薇園）

場所　両替町押小路上ル東側
期間　自　文政四年（一八二一）四月二十六日　山陽四十二歳
　　至　文政五年（一八二二）十一月　山陽四十三歳
　　この間　一年七ヶ月

山陽は四十二歳の文政四年を迎えて、京都で四度目の転宅をおこなった。すなわち五度目の家で、両替町押小路上ル東側である。再び市街地へ帰ったわけである。

木屋町の家は、前述したごとく、母の最初の上京を迎えて、かつ風景のよい所というので、急ぎ設営したわけであるが、たしかに鴨川に臨んで東山の眺望が開け、いわば水楼で風流にまさるが、どうも宿屋のような感じで落ちつかず、いつも河原に日のあたりたるのを見つめて、眼睛が悪くなり、精神も散漫になり、冬は風が膚を突き差すようで健康によくない。これらが転居を決意した主な理由であったようで、転居を小野泉蔵（招月亭）に報じた書簡にも、「舊寓は、景よすぎて候、飽申候。其上いつ〳〵も河原に日のあたりたるを看詰居候て、眼睛悪くなり、精神も散越仕候。夏は炎沙の氣難レ堪、涼しければ川風逼レ膚、病羸には大にあしく覺申候」（文政四年六月。日欠）(1)と述べている。

そこで、再び市街地へ還るべく、それとなく物色したところ、まず御幸町押小路上ル東側に、伊勢藤の隠居が住んでいた恰好の家が、なぜか近頃、空家になっているのを見つけた。さっそく伊勢藤へ出かけて聞き合わせたところ、借りたい人はあるがまだ契約していないとのこと、そこで、伊勢藤にほど近い熊谷鳩居堂に、仲介の労を執らせるよう申し送ったが、その書簡によれば家の大きさは木屋町のとほぼ同じだが、「内はよくしてあると承候。未見候へ共、先聲かけおき度奉レ存候」（年月欠く。九日付）(2)とある。

しかし、この交渉は不成立におわったので、さらに山陽は小石元瑞や秋吉雲桂（諱は実、字は文卿。有栖川宮家医師）にも依頼して市内を物色して貰った。そのうち

堺町通の方に適当な家があったので、元瑞に交渉して貰ったが、渉々しく行かぬうち、そこより更に西方の両替町に、建てたばかりの空家を見つけた。家主に当たってみると、さっそく貸すつもりになり、大がかりな手入れを始めた。義理からいっても、こちらに決めざるを得なくなった。この間の事情は、秋吉雲桂に宛てた書簡に、

「家の義に付、又々委曲被二仰下一、忝奉レ存候。堺町の方の掛合小石に頼置候處、於レ今返答無レ之候。兩替町、越伊普請致掛候由、勢不レ可レ辭候歟」（文政四年三月十八日付）(3)と述べている。

しかし、借受けると決めた上からは、自分にも注文があるといい、「第一、二階棲居には懲果申候間、下ノ間を廣く致たきものに御座候。春夏之交、八月比迄は、二階はトント役に立ぬものに御座候故、二階は門人を置候爲に可レ仕候」（同上）と述べている。つまり、これまでの経験から、一階を広く取りたいこと。二階はせいぜい門生を寄宿させる所にしたいと。

この両替町の新居は、貸家向きではなく、二階を合わせると五十畳ほどもある。それに五間に三間の庭もついており、樹木を植えて庭を楽しむ余地がある。すなわち、ここへ引移る二日前、広島の母（梅颸）にこれを報じて、「新築之処にて、大槩、私に好ませ申候へ共、どふで人の家に御座候故、思様には無レ之候得共、大屋作にて上下五十疊程之處、庭も五間に三間、樹木を栽るには多二餘地一候。日々人夫等にて自身（木屋町より）通申候。大分物入仕候。以後は餘程倹約仕候積に御座候。此節は一向是のみにて、心神匆々」（文政四年四月二十四日付）(4)といっている。

また、ここの環境については、前掲の小野泉蔵に宛てた書簡（補注(1)）には、「今度移候處は、洛中第一のじだらく（自堕落）の町にて、じだらくものには相應仕候。多二隙地一、此節は日々携二鵙嘴一、鋤レ荒栽レ樹、花鏡一部不離二几案一候」（文政四年六月。日欠）とか、「東山、鴨水には別れあし（悪）かりし。されども此度の讀書樓前、樹竹陰翳（こかげ）、四時花開、清香滿レ軒、娯レ心候。此節、茉莉盆栽、毎二浴後一花開、清香滿レ軒、夏のものに御座候。御所置（所持）御座候哉。昔は高きものなりし。今は甚廉に候」（同上）と述べている。つまり、鴨川や東山の景観に別れたのは惜しいし、どことなく緊りのない街の中であって、学者・文人が住むような環境ではないが、家は新らしいし、庭いじりの楽しさがあるというわけである。

なお、茉莉（まつり）の盆栽を特に愛好しているが、茉莉は印度原産の香草で、夏の夕、白い盆形の五弁花を開く。シナでは簪（かんざし）に挿し、また花を茶に入れる。当時は珍しかったと見え、広島の母（梅颸）へも押花にして送っている。すなわち、この年の晩夏、母へ宛てた書簡に、「茉莉お挿し花、此度御慰に上（あげ）申候。色、眞白のものに御座候。色は御地には未レ廻候哉。是れも冬難レ持（キ）のものに御座候。夏の鉢植には打て付のものに御座候」（文政四年八月九日付）(5)といっている。

また、鉢植の出来がよく、その数花を小石元瑞にも贈ったことは、次のような詩にも見える。

贈（ルニ）二元瑞（一ニ）以（テス）二茉莉（一ヲ）(6)

一盆茉莉　数花坡（ひら）く
嬌香（きょうこう）を送りて　晩尾（ばんし）を侑（すす）むる
擬下送二嬌香一侑中晩尾上

に擬す
記（き）するや否や　裒川（ふせん）納涼の
夕
銀灯（ぎんとう）影裏　氷肌（ひょうき）を看（み）しを
記否裒川納涼夕
銀燈影裏看二氷肌一

大意は、この茉莉は、一つの鉢に数花を開いて盛んである。なまめかしい香りを放ち、晩酌の楽しさを助長してくれる。君（元瑞）よ、覚えているだろうか。あの鴨川で夕涼みしたさい、明かるい灯火のもと、美人の玉の肌を見たことを。この茉莉を見ていると、あの玉の出逢ったことを連想する、と。

山陽は、その庭園を手入れして、茉莉をはじめ、苦竹（くちく）、秋蔬、瞿麦（くばく）花（なでしこ）、蠻華（まんげ）（まつりくわ）、玉簪（ぎょくしん）、牽牛花、桂、萄葡、牡丹、梅、石菖蒲、盆蘭、長春など、さまざまな植物を楽しんだ。これら植物については、諸友に宛てた転居通知のなかで、いちいち品評しているることを見ても、その園芸趣味がここに至って一時に開花したようである。

ここに転居した年（文政四年）の八月四日、大暴風雨に逢い、瓦は飛ぶは、雨は漏るはで、新築の家もさんざんであったが、自慢の庭園だけはどうにか無事であったらしい。広島の母（梅颸）に報じた書簡に、「當月四日には大風大雨、十年來無レ之事と申事。川ばたの家は吹倒れぬが大きな事。其他、町家も瓦飛、壁落、私方も同様、二階は外同前（ほかどうぜん）に漏候様の儀、庭の新樹、皆々無レ恙、牽午籬（けんぎゅう）倒れ申候許（ばかり）に候」（文政四年八月九日付）(7)とい

っている。

また、大阪の門人・後藤松陰に報じた書簡でも、「四日の夜、大風甚雨、屋瓦皆飛、光武昆陽之戦の時も不レ過レ之と存候。僕僑居、上漏、下濕、琴書皆失二其所一ヲ庇、フ獨新築園中、樹竹皆無レ恙、但牽午籬倒耳」（文政四年八月九日付）(8)といっている。それでも牽午花の籬が台なしになったのが、よほど惜しかったのであろう。これに続けて牽午花の被害を詩（七絶）にして松陰に示している。

この家における山陽の関心が、多く園芸に注がれていたことは、当時の書簡にこれに関するものが多いのでもわかる。山陽は、この家を薔薇園と名づけたが、それは早い頃、南の垣根一面に、薔薇の差木をしたからで、次の詩（七絶）(9)は、これに因んだものである。

鋤レ荒栽レ樹汗沾レ衣　荒を鋤き樹を栽えて　汗衣を沾す
稍覺園容緣四圍　やや覚ゆ園容　縁四を園るを
更慮南籬春寂莫　更に慮る　南籬の春　寂莫たるを
又待二疎雨一插二薔薇一　また疎雨を待って　薔薇を挿む

大意は、鋤などで庭地を堀りおこし、好みの樹を持って来て植えなどしたので、汗みれになってしまった。しかし、おかげで庭園のかたちが整い、見渡すところ縁になった。その上、南側の垣根が何となく淋しく、春の趣が足りないのに気づいたので、雨どきを待って薔薇を植えたので、これで全く充ちた、と。

こうして山陽は、陶園明をし、樹木を育て、その造園に気取り、いよいよ庭土を耕えた書簡にも、「後園を鋤荒閲に入った。村瀬藤城に与栽二花竹一ヲ、深邃茂密、如レ在二林野一。反テまさり愈二於樵巷一しょうこう（木屋町）之太濶露二ハなはだかつろナルニ一候」（文政四年六月二十一日付）(10)といっている。

その頃、京都の名流で、学問も見識も、華胄界で随一の人物といわれた日野資愛（すけなる）（一号は南洞。字は子博。准大臣・従一位・大納言。弘化三年三月病没、享年六十六）とは、交遊の密なるを加えていたが、山陽は自慢の菊花を折り取り、これを資愛に贈ったこともある。次の詩は、その菊花に添えたものである。

折二園菊一献二日野亜相公一(11)

此花何可レ挿二金鈿一

霜壓風凌斜又横
野菊眞如二野人様一
亂頭粗服對二公卿一

大意は、わが庭園で育った菊花は、豪華な花生けには相応しくない。この菊花は、霜に侵され、風に耐えて、あるいは斜めになり、あるいは横にねじれて、粗野ではあるが雄々しくも咲いている。あたかも草莽の野人のようなもので、なりふりに捉われず、心意気をもって貴族に交わる、この私のようなものだ、と。山陽が野人として、素心のまま資愛に接したことは、「荅二日野亜相公一書一」(12)でも明かで、この詩もその意を寓している。

山陽はこの家にあっても、『日本外史』を再三校正し、論賛の撰にも注力した（文政四年十一月十六日付、甲斐士幹に与えた書簡）(13)。すでに、「外史」は写本として、識者の間にそれとなく読まれていた。当時、山陽が菅茶山に報じた書簡では、武元立平（字は君立、号は高林。閑谷校教授。文政三年九月病没、享年五十二）が上梓した『史鑑』は、「足利之處は、皆々私の外史に拠候よし。凡例にも其通書置候。不レ掠二人美一、之子君子長者に候」（文政四年十一月二十一日付）(14)といっている。しかし、いまだ「外史」は稿本であって、さらに練りに練り、校訂に校訂を加えるべきことは、これまで十一年も使用してきた通称の「徳太郎」を「久太郎」に復したことである。すなわち、この家で初めて迎えた正月に、菅茶山に呈した書簡（文政五年正月七日付）(15)の中で、「徳太郎」の名は徳川氏の遠祖に同名の人があるので、公儀に対して憚りがあること、また、京都で独立したことは広島藩では公許も同様になっているので、せっかく祖父（又十郎。号は亨翁）がつけてくれた旧名を大切にしたい、といっている。

但し、訓み方は以前は「ヒサタロウ」であったが、訓読ではあまり若々しく聞こえるので、「キュウタロウ」と音読することにしたという。すなわち、務仲甚右衛門（仁賀屋）に与えた書簡に、

「文字、音読きうに御座候。もはや、ひさ太郎と言つらでも無レ之故候」（文政五年閏正月五日付）(16)といっている。

〔補注〕

(1) 長尾の小野泉蔵に転居を報じた書簡（文政四年六月。日付欠）
『頼山陽書簡集』上巻　五二〇頁
『手紙の頼山陽』九一―九三頁

(2) 熊谷鳩居堂に借家の周旋を依頼した断簡（月欠く。九日付）
『頼山陽書簡集』下巻　五六七―五六八頁

(3) 秋吉雲桂に貸家探しを報じた書簡（文政四年三月十八日付）
『頼山陽書簡集』続編　二二二―二二三頁

(4) 広島の母に新居を報じた書簡（文政四年四月二十四日付）
『頼山陽書簡集』上巻　四九二―四九三頁
『山陽先生の幽光』
この書簡は、五月十二日に母の許に届いている。

(5) 押花を同封した母への書簡（文政四年八月九日付）
『手紙の頼山陽』一二六―一三五頁

(6) 七絶「贈二元瑞一以二茉莉一」
『山陽詩鈔』巻六　辛巳（文政四年）の条

(7) 台風の被害を母に報じた書簡（文政四年八月九日付）
前出。（補注(5)）

(8) 台風の被害を後藤松陰に報じた書簡（文政四年八月九日付）
『頼山陽書簡集』上巻　五二六―五二七頁

(9) 薔薇園に因んだ詩
「移レ居築レ園。雑詠」と題した十八首の第三首（『頼山陽全書』〔詩集〕三四五頁）。但し、山陽自撰の『山陽詩鈔』（全八巻）には載せていない。
また、「薔薇園」の称は、山陽が江戸の南部龍門（諱は彝、字は伯民）に送別に与えた書画に落款して、「文政四年十一月十五日、山陽外史。京寓の薔薇園東楼において識す」と題したものがある。

(10) 両替町の新居を村瀬藤城に報じた書簡（文政四年六月二十一日付）
『頼山陽書簡集』上巻　五〇六―五〇七頁

(11) 七絶「折二園菊一献二日野亜相公一」
『山陽詩鈔』巻六　辛巳（文政四年）の条

(12) 山陽撰「荅二日野亜相公一書」
『山陽遺稿』〔文稿〕巻之一　十―十三丁
拙著『頼山陽文集』　九六―一〇八頁

(13) 門客の甲斐士幹に与えた書簡（文政四年十一月十六日）
『頼山陽書簡集』上巻　五六二頁
なお、甲斐士幹は日向延岡の人。号は鶴斎。天保八年十月病没、享年五十三。

(14) 菅茶山に外史の功徳を述べた書簡（文政四年八月九日付）
『頼山陽書簡集』上巻　五六三―五六五頁

(15) 菅茶山に改名を報じた書簡（文政五年正月七日付）
『頼山陽書簡集』上巻　五七四―五七五頁
(16) 通称の訓読を務仲甚衛門に報じた書簡（文政五年閏正月五日付）
『頼山陽書簡集』上巻　五八〇頁

七　第六回の京寓

（水西荘）

場所　東三本木丸太町
期間　自　文政五年（一八二二）十一月　山陽四十三歳
　　至　天保三年（一八三二）九月　山陽四十三歳
　　この間　九年十カ月

山陽は両替町押小路の家（薔薇園）へ移った同じ年のうちに、早くも転居を考えて新しい家を物色しはじめた。三十二歳で京都へ出てから、この十年間に居を移すことすでに五回、生活の規模が大きくなるにつれ、借家の気軽さもあって簡単に転居してきたが、今度は成るべく永住の地をと考えたらしい。

それは、後に菅茶山に報じた書簡にも、先人（春水）にも堀川の伊藤家（仁斎、東涯）のように、どっしりと根を張るように言われており、「何卒もはや尻替不レ仕様仕度。それ故、人の家借候事は相止、地も家も我物に仕度」（文政六年五月十五日付）(1)と、本格的な持家を望んだのである。

そして、押小路の家（薔薇園）へ移った年（文政四年）の九月には、すでに東三本木丸太町の地（後年の水西荘）に見こみをつけた。しかし、このあたりには料亭などが多く、いわゆる狭斜の巷に近いので、親も同然の菅茶山あたりから、顰蹙を買う惧れが多分にあった。そこで、茶山には予め根廻しが必要とあって、さっそく茶山に一報し、「三本木にも佳地面有レ之、絲肉の喧如何と奉レ存候へども、市廓・牙籌之音(2)にはまさり可レ申奉レ存候」（文政四年九月二十六日付）(3)と述べ、市街地の雑踏よりましだと弁解している。

山陽がこの地を気に入ったのは、郊外の僻地ではないのに、山水の景観がよく、土地にも余裕があったことである。ことに風光については、山陽がみづから「三都第一景勝と申公論、其中にて僕家の處、景勝之處に候」（文政五年二月二十六日付、原老柳に宛てた書簡）(4)と

か、「歌吹海中なれども、園樹眺望は冠ニ絶三都一ニ候處に候」（文政五年十二月二十七日付、山口睦斎に宛てた書簡）(5)とか、「木屋町之如き宿屋メキ候處にて無レ之、別荘態に御座候間、空地も餘程有レ之。鴨水は如レ流ニ庭の春風に呈した書簡）(6)と最大級の讃辞を表している。際。風景は無双に御座候」（文政六年五月三日付、叔父

いったい山陽には、こうと思うと矢も楯もたまらぬ性格がある。押小路の家で園芸を楽しんでいたのもつかの間で、引越してから一年後には、早くも叔父の春風に、転居の了解を求める書簡を呈した。「私近來、京の町住、いやに相成候。木屋町に居候節は、俯ニ仰山水一申て樂申候處、只今にて四顧皆白壁之藏にて、自念脱ニ官網ニ至レ此、而誰逼レ我居レ此ニと存候而、頓に野外カ河邊の快活の地に居申度、地借にても致し、借金してなりとも、家を思様に建候て、園林なども廣く致、是を餘生之樂と仕度、又々、母氏など迎候ても、ケ様の土藏の中に置き候ては、何の御慰も無事に御座候。サレバトテあまり僻地も不自由に御座候故、木屋町と申様の處にて、可レ栽ニ樹竹一隙地有レ之處を捜し居申候。三本木と申に一區空有レ之、前臨ニ鴨水一百二三十坪も御座候。それに可レ致やと存居申候」（文政五年四月六日付）(7)と。また、

「所柄歌吹海と申様にて、園樹眺望は冠ニ絶三都一ニ候處にされども別荘なども入交り有レ之候處に候へば、不レ苦と奉レ存候」とも述べている。つまり、候補が狭斜の巷、歌吹海であるのが気になるが、母を慰めるのに風景は良し、君子が居れば陋巷ではあるまいと、さきに茶山に対したのと同じように、後で勘気に触れぬよう根廻しをした。

さて、こうして三本木に狙いをつけたものの、これを買い取るには相当な資金が要るので、出資者を求める必要があった。山陽が先づ白羽の矢を立てたのは、伊丹の銘酒・剣菱の醸造元で、山陽の門人でありパトロンでもあった坂上桐陰（通称は勘三郎）である。山陽は、原老柳（通称は左一郎。伊丹の蘭医）を介して桐陰に出資を促した。山陽が老柳に宛てた書簡には、「先日、略御噂御座候家地面之事、實に出銀にても致しくれ候へば意外之本望、生涯之安穏を得、且子孫之計を建申候。子孫不レ能レ守、又僕生前にも金子返辨出来不レ申候はば、家は其方へ御引取被レ成候てよろしき事に候」（文政五年五月二十六日付）(8)といい、さらに「善は急げと申事も候也。失ニ時機一候へば不レ宣候」（同上）と督促した。しかし、この交渉は成立せず、桐陰は出銀に応じなかった。

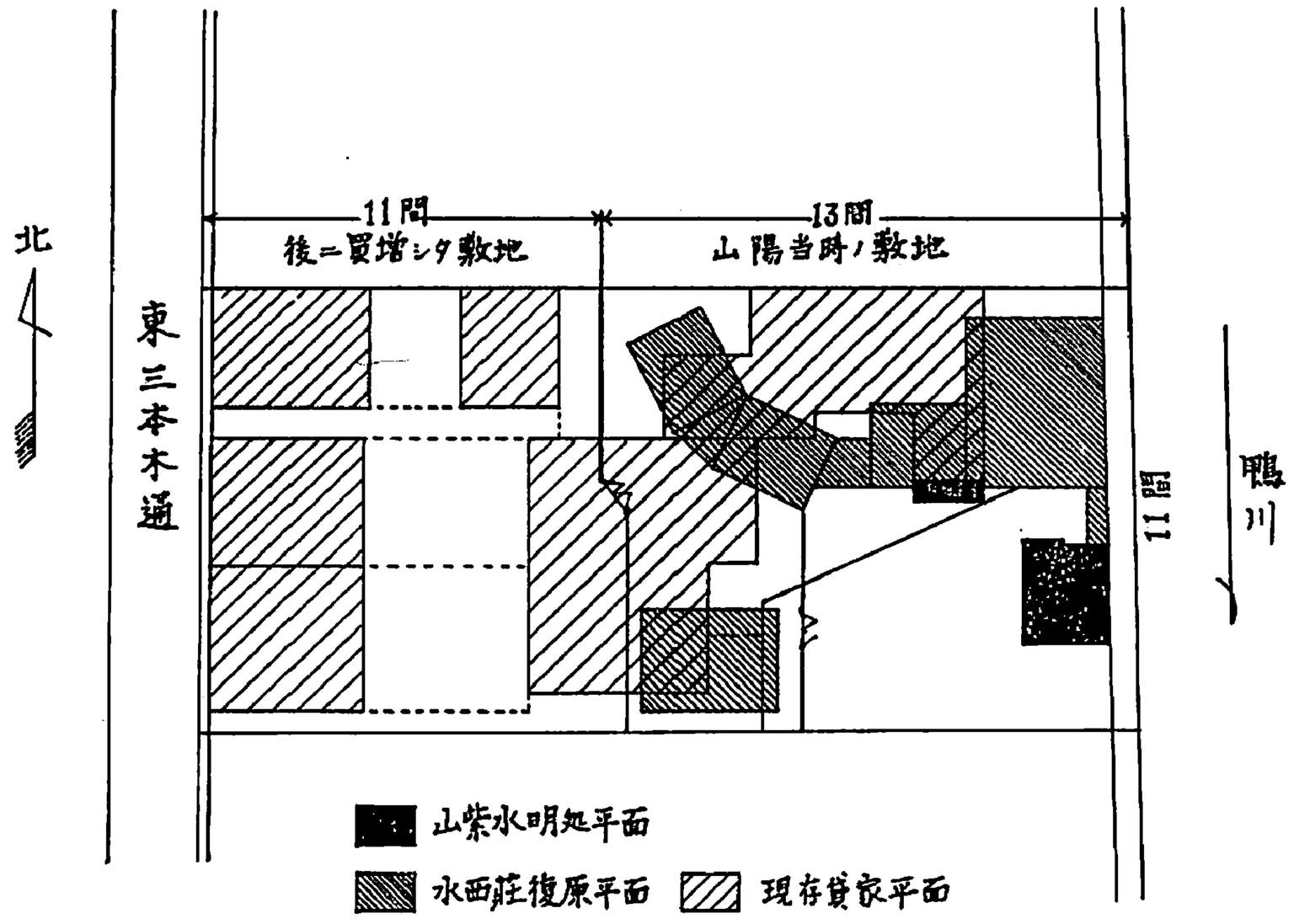

第3図　水西荘復元図（岡田孝男「山紫水明処」）

田能村竹田「水西荘之図」に拠る推定。山陽在世当時は，11間に13間の敷地であったが，後に西側を買い増しした。斜線の建物は，現在の頼家の貸家。

山陽は今度は、尾道の豪商・灰屋の主人で、門弟でもありパトロンでもある橋本竹下（諱は旋、字は元詰）に出資させようとし、その仲介を飛脚問屋の伊勢屋治郎左衛門に依頼した。伊勢屋に宛てた書簡（文政五年十月二十日付）(9)では、三本木の家は二百三十両であるが、金策がつけば二百両にネギるつもりだ。しかし、買ってから造作の手直しも必要なので、やはり二百三十両借りたい。返済は十年賦のつもりだが、もっと延ばして貰えると有難い、等と述べている。

しかし、この交渉も成立しなかった。やむを得ず山陽は、貯金をはたいたが、土地は借地としておき、家だけは八十三両で買い、家の修理や庭樹の手入れなどで、かれこれ百両に近い出費をした。貯金は底をついたけれど、ともかく初めての持家で喜びは大きく、これを「水西荘」と名づけて、文政五年十一月九日に引越した。

その十日後（十一月十九日）、門人の村瀬藤城、江馬細香に転居通知を出しているが、これには転居した理由や、ここの環境が簡明に記され、宛然として「水西荘堂記」の観がある(10)。

「小生、誤テ一タビ入ニ紅塵陌中ニ、四顧白壁、耐不レ得。春来、郊外處々相ミル攸ところヲ候処、不レ如シ鴨西之富メルニ眺望ニ、然下しも

地の木屋町は、偪仄無ニ種レ花之地一。因レ之三本木川附にて、空閑之地有レ之、以後は房賃だけは助り申候。川附幅員十間餘、亭樹門巷、頗極メ幽趣ヲ候。種ニ梅十餘株一、他、桂・杏・桃・盧橘・桜桃・桐・竹之類、大概備レ品候て、蓊鬱（茂み）實に終焉之地と相定申候。雪月烟雨、無ニ時不ロ宣。何卒御來遊奉レ待候」と。

すなわち、誤って紅塵堆裡の市街地に住んだが、周囲は白壁ばかりで、眺望のよくないのに堪えられない。やはり鴨川の西岸に限るが、木屋町の水楼は庭が狭くて樹を植えられないし、川岸も高過ぎる。土地の広い所をと思って、上流を探して三本木にした。百両ばかり費したが、その代わり生涯安心で、家賃の方も助かる。川に沿うた敷地の幅が十間以上もあり、樹木なども幽境を感じさせる。梅を十余株、そのほか様々な木を植えたが、その間から東山が見える。鴨川は庭のわきを流れ、岸が高くないから洗い物もできる。まさに終焉の地と定めた。

そのころ山陽は、また雨の日も、四時ともすべて宜しい、と。雪に月に、「移ニ家ヲ三本木ニ」(11)と題する七絶八首を作っているが、その第三首には移居の理由が端的に表われている。

満鬢新霜滿面埃　満鬢の新霜　満面の埃
城居耐得歳重回　城居に耐え得て　歳　重び回る
殘生欲レ享看山福　殘生　享けんと欲す　看山の福を
又向ニ鴨涯一移レ宅來　又　鴨涯に向って　宅を移し来たる

大意は、耳ぎわには白髪が増え、顔は埃にまみれて、市街地で歳を重ねたが、これからは山を見て心をなごませたいから、鴨川のほとりが恋しくなって移ってきた、と。

山陽が水西荘へ移ると、菅茶山はその祝儀として若干の金子を送り届けたが、しかし水西荘がいわば狭斜の巷にあることに眉を顰めた。近くには清暉楼（いばらぎや）、月波楼などという、有名な旗亭が集まっており、水西荘も実は料理屋の焼け跡なのである。謹厳な茶山は、三絃の声の聞こえるような歓楽地は、子孫長久の地

ではないと思い、この懸念を広島の山陽の母（梅颸）にも言い送った。

山陽は、親も同然な茶山の反対に困惑し、とりあえず茶山に一書を呈して、「広島よりも度々、先生（茶山）より如何敷被ニ仰遣一旨申越」「早々改卜候積に相成、此節り処々捜索仕居候」「痩臀の手に合候ほどの処をと存、見あるき申候」（文政六年五月十五日付）(13)と、意を迎えて直ちに転居すべく、努力を重ねる姿勢を示している。しかし一方、同じ書簡の末に「只今之処（水西荘）、風景などは少陵（杜甫）の浣花草堂(14)と申候様に有レ之、歌唄はこらへ候覚悟にて、塾なども建添、庭園など餘程拵候て、無三一草一木不ニ処二儼然一」とも述べ、三本木の新居は盛唐の詩人・杜甫の居宅、浣花草堂の風趣をもつ備えているので棄て難いものがあるといい、暗に現状の承認をも求めている。庭を整たり、増築したりしているので、本気で転居するつもりはなく、茶山をなだめるための時間かせぎと思われる。茶山も世故に長けていたから、強引に異議をむしかえすことはなく、時に皮肉をいう程度(15)に止めて、この問題はしぜんに収まった。

この翌年（文政七年）六月、水西荘の南方、鴨川ぞいの丸太橋の東詰に植木屋があって、貸屋札がはってあった。山陽はこれを見て、地つづきではないにせよ、橋のたもとで風情はあり、ごく近所でもあるので、借りて取りあえず別荘にでもして、後に条件しだいで買い取りたいと思った。しかし、自分で交渉すると足もとを見られる惧れがあるので、鳩居堂の主人・熊谷久右衛門をして交渉させた。山陽が久右衛門に交渉を依頼した書簡（文政七年六月九日付）(16)によると、本当は植木ぐるみ借りたいが、「ソコラはよろしく付込レヌ計可レ有レ之候」といい、将来の買い取りを餌にしてもいいといっている。植木屋を植木ぐるみというからには、地所もかなりの広さがあったのであろう。しかし、交渉は結局ものにならず、山陽は角地を手に入れることはできなかった。

山陽は水西荘へ移って七年目（文政十一年）の正月を迎えて、庭の東南に別亭を築き、「山紫水明処」と名づけた。別名、「三面梅花処」ともいう。これが水西荘の現存する唯一の遺構で、山陽の書斎であり、上客を接待する座敷であり、瞑没の場所でもあった。この建物は鴨川に面した四畳半の座敷に二畳の次の間、それに水屋などがついた小亭であるが、建築には山陽の細かい指示があったと思われ、さまざまな工夫が凝らされ、建築学上も頗る示唆に富んでいる(17)。実用性と耐久性、衛生と風

流などが、巧みて配合されていて、さすが山陽の眼識が高いことが証明せられる。

山陽がこの別亭を建てた時、「築室」(18)と題する詩三篇を作っているが、次の二首はこの書斎のたたずまいを端的に表わしている。

八分樹竹二分家　庇ニ得琴書ニ已覚レ奢
郤向ニ東南一贅ニ一室一　要下将ニ三面看中梅花上

八分の樹竹　二分の家
琴書を庇い得て　すでに奢るを覚ゆ
郤って東南に向かって　一室を贅す
三面を将って　梅花を看んと要す

大意は、庭がゆったりとして、建物との比率は八と二である。書斎では琴を弾じ書を読み、風流三昧でぜいたくな気がする。しかるに今度は、東南に別亭を築いた。ここは三方に梅花を植えて、花見を楽しむところにしたい、と。

小似ニ燕巣営ニ贅壘一　曲如ニ蟻穴一鑿ニ傍空一
多開ニ窻牖一供ニ三伏一　要レ納ニ東西南北風一

小さきこと　燕巣の贅壘を営むに似たり
曲れること　蟻穴の傍空を鑿つが如し
多く　窻牖を開いて三伏に供し
東西南北の風を　納れんと要す

大意は、燕の巣に、余分な塁を造ったようなもので、この別亭の規模は至って小さい。また、蟻の穴が傍道を穿ったように、曲りくねった廊下で母屋と繋げた。窓や雪見障子などで四方を開けたのは、夏の暑い時に備えたのである。東西南北、どこから吹く風でも取り入れようと希ったのだ、と。

いったい山陽という人は、「平生爲レ詩愧ニ虚構一」(文政十一年作。七絶の第一句)(19)といっているように、その作る詩に嘘や誇張のないのが特色である。右の「築室」の詩で、東西南北の風が随意に入るよう、通風に留意した工夫の周到さなどは、この遺構を訪れた者が等しく感嘆するところで、まさに実態なのである。ところで真鍋由郎氏は、この別亭は二間あるから「一室を贅す」は実

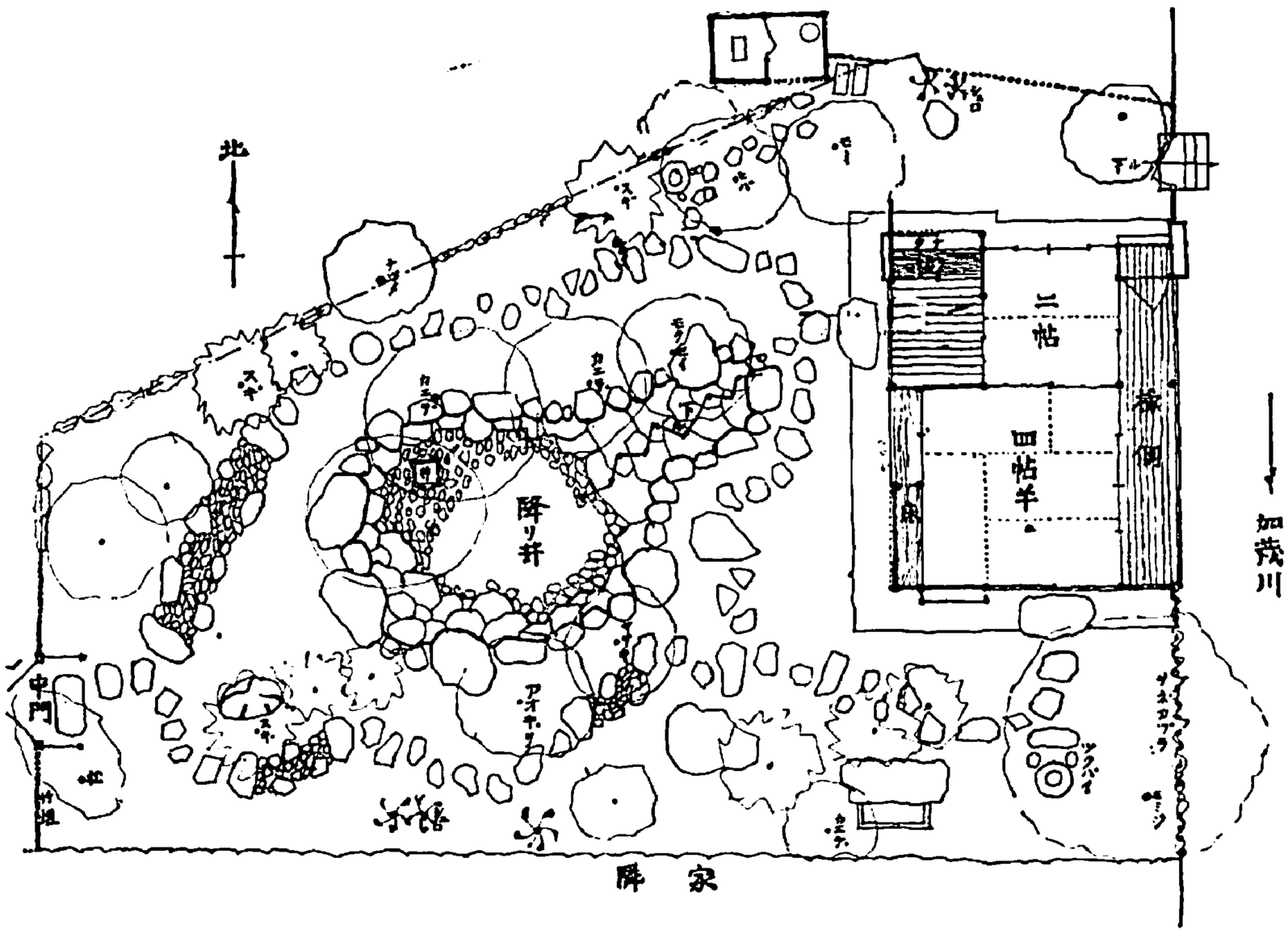

第四図　山紫水明処平面図（岡田孝男「山紫水明処」）

東三本木丸太町の家（水西荘）で、現存する唯一の遺構。元は母屋まで渡り廊下で通じていた。後庭、降り井なども、当時の面影を存している。

景ではないといっている（真鍋由郎著「頼山陽と京洛」）しかし、二間といっても一間は次の間で、他は玄関と土間なので、合わせて全体が一つに機能しているというのは実感なのである。

なお、「山紫水明處」の名は、前述したごとく文政二年（一八一九）、木屋町の川座敷に移った時、その環境に因んで書斎に名づけられたものである。しかし、水西荘に移ってからも、その風光が木屋町に似つかわしいので、その鴨川に臨んだ二畳半の書斎にこの名を移しかえ(20)、さらに東南に別亭を築いてからは、この別亭の雅号に移しかえたものである。因みに、昭和五十七年三月、三越美術館における「頼山陽展」に、「待二母津城一剔二短檠一」の詩幅に、「抄レ於二鴨水山紫水明處一」と題したものや、「抱甕」の二大字に「書レ于三面楳花處一」と題した横幅、「茶色竹聲」の四大字に「已丑長夏。摘二唐句中四字一書レ于二山紫水明處一」と題した横幅などが出陳された。ところで前者は文政七年九月の揮毫で、水西荘の母屋の一室が「山紫水明處」と呼ばれていた時期のもの、後の二点は東南に別亭が築かれて、「山紫水明處」の雅号がそちらへ移され、「三面梅花處」とも呼ばれていた時期の揮毫である。

これよりさき、山陽が山西荘へ移居した直後、村瀬藤城・江馬細香に転居を報じた書簡（前掲。補注(10)）の末に、「伊丹大樽を斎傍ニ安置し、日々山紫水明之時ニハ傾ケ申候」（文政五年十一月十九日付）といっている。再び山水の風景を満喫できる佳地へト居して、得意の状がしのばれると共に、いかにも酒豪のごとき景気のよさが出ているが、山陽は好酒家であっても、量的にそう多く飲む人ではなかったらしい。

山陽は山紫水明の時刻（申の上刻前後）に酒を始めるが、酒がおわれば深夜にかけて著述や勉強するのが日課であったから、量的にそう多くなかったのは、これでも推察できる。その酒量については、たとえば山陽が四十一歳の文政三年十一月、向藤左衛門（本姓は紀氏。字は倹卿。佐倉藩士）に与えた書簡に、「京の酒甘く候ゆへ、伊丹よりコモカブリを取寄せ、四斗樽を三月ほどにて明申候位の事」(21)といっている。四斗樽を三カ月で消化すれば、一日平均四合になる。しかし一人で飲むわけではなく、来客があれば酒になり、来客のない時には門生を晩酌に侍座せしめ、門生にも振舞いながら、歴史を講じ、英雄を論じた。これは山陽塾の特徴で、貴重な課外授業であった。

また、山陽が四十八歳の文政十年五月、菅茶山に呈した書簡の追記には、「老母滞留中は、母の太鼓持に相成、日々相勤候故、酒を大に過申候。御量（茶山の酒量）よりは更ニ少ク候。一合にすこし多く候歟。それにても陶然に候」（文政十年五月二十五日付）(22)といっている。これは茶山に対する体裁もあって、控えめに報告したとも考えられるが、そう嘘をついているとも思われない。

また、山陽晩年の門生・江木鰐水（諱は戩、字は戩戈）が撰した「山陽先生行状」(23)には、「日夕、酒を草堂に置き、必ず門生を呼んで対飲す。飲むに限り有り。限り既に盈つれば一杯をも過ごさず」「酒醒むれば輒ち燈を挑げ、書を読み、五更（午前四時）に至って後、寝に就く」「昼は即ち已牌（午前十時）前に起き、自ら衾稠を収め、戸牖を掃い、以て常となす。寒暑となく一なり」（もと漢文）とある。鰐水は内弟子として、山陽塾（水西荘）に寄宿していたので、これは鰐水が自ら見聞したところ、少なくとも晩年の山陽はこの通りで、比較的規則正しい生活であったと思われる。

また、山陽の子・三樹三郎が、後年、ある人に答えた書状（前出。第三章補注(16)）によれば、母（梨影）より聞

いていることは、父は決して大酒ではなく、「趣」のみを愛したこと。「小子、三樹の如き大酒にては、學業・文章も出來申さず。若輩の磊落（らいらく）にはこまり入候」とある。三樹三郎が言うまでもなく、大酒ではあれだけの事業（著述）が成就しなかったわけで、「趣」のみが本当であろう。

さて、水西荘の面積については、土地が東西に十三間、南北に十一間なので、一四三坪（四七二㎡）ということになる。現在、頼家が所有している跡地は、東西が二十間で、総坪数二六七坪である。これは西側にある道路まで、後人が買い足したためである。建物の方は元治元年（一八六四）七月の蛤門の変で類焼にあい、今は間取りも審かでない。ただ、全体のかたちは、かって著名な画家がここを訪れ、記念に描写したものがあるので、これによって類推することができる。

まず、菅井梅関（諱は智義、字は正卿。仙台の人。弘化元年正月自殺、享年六十一）が、天保元年（一八三〇）二月十四日、水西荘を訪れて山陽と一酔を共にし、記念に描いた「水西荘図巻」(24)がある。これは後に木版に附されて市販され、梅関の画名を高からしめた。

次は、田能村竹田が、山陽逝去の翌年（天保四年）四月、山陽の門人・牧百峰（諱は輗、字は信呉。文久三年二月病没、享年六十三）のために描いた「水西草堂図」(25)がある。梅関と竹田のとを較べると、母屋が六棟あるのは同じであるが、垣根は梅関のが一重、竹田のは二重になっている。描いた時点が違うので、あるいは二重に結い変えたのかも知れない。しかし、母屋に続く別亭（山紫水明処）のかたちも違い、梅関のは東屋（あずまや）風で、竹田のはもかなり粗末なものである。思うに、彼らは南画家であって、酒間の座興にまかせ、背後の山水との関連で、自在に構図したのであろう。

さらに、富岡鉄斎（諱は百練、字は無倦。大正十三年十二月病没、享年八十九）が、その晩年に画いた「頼翁舊栖山紫水明処図」(26)があり、これには水明処のみでなく、水西荘全体が画面に収められている。しかし、これは但書に「梅関本に拠る」とあるから、必ずしも参考にはならない。

このほか、山陽が橋本竹下のために画いた「水西園新眺」(27)の横幅があるが、これは水西荘から眺めた風景に主眼がおかれ、水西荘の建物の方は、画面の下に屋根の上部のみ四棟見られるのみ。したがって、この四棟は二階の部分で、平家（ひらや）の棟は隠れていると考えられる。

よって以上を総合すると、母屋の建物は六棟で、内二階が四棟、廊下伝いで別亭（山紫水明処。三面梅花処）が築かれていたと考えられる。また、門生は二階に起居していたのであろう。別亭に続く庭の一部は現存しているので、樹木の位置や種類などは当時を偲ぶことができる。

山陽が水西荘に卜居してから、広島の母（梅颸）は三度上京した。文政七年（一八二四）、文政十年（一八二七）、文政十二年（一八二九）である。このうち文政七年と十年は春から秋までの七カ月間も滞在した。文政八年なので「三本木」と「八」の字を組み合わせてみた。また、日野資愛は叔父の杏坪も同道している。この間の山陽の侍遊については、「梅颸日記」（前出。第四章の補注(5)）に詳しい。梅颸は和歌の名手なので、香川景樹を水西荘に招き、歌会を催したこともある。水西荘に来訪した主な文人には、市河米庵、大窪詩佛、古賀穀堂、大槻磐渓、大塩平八郎、田能村竹田、末広雲華、中島棕隠、猪飼敬所、日野資愛、加茂季鷹、浦上春琴、中林竹洞、細川林谷、江馬細香、梁川星巌、篠崎小竹などが数えられる。その多くは「山紫水明處」に上って、山陽と詩酒の交わりをした。竹田や春琴とは、揮毫の合作もしている。

山陽の事業として、その代表的な著述『日本外史』は、水西荘に移ってから完成し、一水明處」に於て書かれた。山陽の二人の男子、支峰（通称は又二郎、諱は復）、三樹三郎（号は鴨涯、諱は醇）は、この水西荘に於て生まれた。

なお、三樹三郎は文政八年五月に生まれ、支峰に二歳の弟である。幼名は三木八といったが、山陽はこの命名の次第を、広島の母（梅颸）に報じている（文政八年六月三日付）(28)が、これによれば先づその誕生地（水西荘）が三本木にあること、次に時は文政八年なので「三本木」と「八」の字を組み合わせてみた。また、日野資愛から誕生祝にと銘酒「八文字」が贈られたので、「みき」という名が頭に浮かんだ。「みき」というのは古語では酒のことで「三木」とも書いた。呼び名は書きやすい方がよいので、これらを考慮して「三木八」とした。但し、「八」の字は祇園新地あたりの幇間に多いのが気がかりだが、本人さえ確かりしていれば問題はない。という意味のことを述べている。

一方、山陽の経済生活は、門人の束修や詩文の校料というより、あい変わらず揮毫による潤筆料が主体であったが、名声と共に相場も頓に上昇したので、かなり安定したものがあった。山陽は節倹を守って、子孫のため後

図を策したから、山陽が病没した時も、幼い三人の遺児の生育には、さし当たり困らぬようになっていた。

山陽が瞑没した後で、妻梨影が下関の広江秋水に近況を報じた書簡では、「あれ候故、此のままにて、しまつ致し候て暮し候こと出來申し候故、誠に有りがたく、もったいなき事と子供等にかけ宣しき故と存、有りがたき事に候。此段、御安心下さるべく候」（天保三年閏十一月二十五日付）(29)といっている。すなわち、つつましく暮して行けば、子供たちが成人するまで、遺産でやって行けるというのである。

また、右の書簡と前後して、梨影が広島の聿庵（山陽の長子。当時三十二歳）に近況を報じた書簡では、当分と、己むを得ぬ時は大口の一は貯金の利子で暮らせること山陽の遺命のほどが記されてつを引き出して遣えということいる。すなわち、「金子のひやい（利子）にて、そこそこにいけて、もしいければ、一口の内をこき取にして、子どものせいちやう（成長）をする迄、くらし候やう仰せられ候。子どもの馬鹿でなくば、その内取つぎ、こじられ候」（天保三年十月三日付）(30)と。

山陽の没後に、梨影が各地にある山陽の有力な門生、諸家と交わした書簡によれば、当時、大口の預金が、尾道の橋本家、長尾の小野家、伊丹の坂上家と、少なくとも三口あった。山陽は豪胆で磊落な人に似ず、経済生活は頗る周倒であったといえる。

山陽は、水西荘へ移居して十年、山紫水明処の書斎に在ること五年たらずで、天保三年（一八三二）九月二十三日、享年五十三をもって病没した。時に妻の梨影は三十六歳で、山陽との間に三子あり、嫡子の支峰（又二郎）は十歳、三樹三郎は八歳、陽子は三歳であった。

〔補注〕

(1) 菅茶山に転居を報じた書簡（文政六年五月十五日付）
『頼山陽書簡集』上巻　六四七―六四九頁

(2) 市廛（してん）・牙籌（がちう）の音

市街地の商家と、そろばんの音。転じて商店街の喧騒をいう。牙籌は、計算器。象牙で造ったのでいう。

(3) 菅茶山に三本木への転居を予め根廻しした書簡（文政四年九月二十六日付）

(4) 富士川英郎『菅茶山と頼山陽』　一八八頁
原老柳に三本木の風景絶佳を報じた書簡（文政五年二月二十六日付）

『頼山陽書簡集』上巻　五九一―五九三頁

(5) 山口睦斎に転居を通知した書簡（文政五年十二月二十七日付）

『頼山陽書簡集』上巻　六二八―六二九頁

睦斎は、淡路福良の酒造家で、名は子謙。山陽の門人である。

(6) 叔父の春風に転居を報じた書簡（文政六年五月三日付）

『頼山陽書簡集』上巻　六三二―六三三頁

(7) 叔父の春風に三本木への転居を予め根廻しした書簡（文政五年四月六日付）

『頼山陽書簡集』上巻　五九九―六〇一頁

(8) 原老柳を介して桐陰に出資を交渉した書簡（文政五年五月二十六日付）

前出。補注(4)

(9) 伊勢屋を介して橋本竹下に出資を交渉した書簡（文政五年十月二十日付）

『頼山陽書簡集』上巻　六二二―六二四頁

(10) 村瀬藤城・江馬細香に転居を報知した書簡（文政五年十一月十九日付）

『頼山陽書簡集』続編　二四三―二四五頁

(11) 七絶「移二家三本木一」八首

『頼山陽全書』〔詩集〕三九五―三九六頁

但し『山陽詩鈔』には載せていない。山陽としては、快心の作ではなかったのであろう。

(12) 水西荘は料理屋の焼け跡

文政五年十二月十九日付で、山陽が茶山に呈した書簡に、「料理屋の焼候跡。隙地曠濶処に建二亭樹一候にて」とある。（『頼山陽全伝』上巻、六三四頁）

(13) 菅茶山の意向を汲み転居のポーズを示した書簡（文政六年五月十五日付）

『頼山陽書簡集』上巻　六四七―六五一頁

(14) 杜少陵の浣花草堂

四川省成都県、濯錦江にかかる浣花渓に在った杜甫（少陵）の宅。杜甫の「卜居」の詩に、「浣花流水水西頭。主人爲卜林塘幽。已知出レ郭少二塵事一。更有二澄江銷二客愁一」と。

山陽が夙にその風趣に憧れていたことは、茶山に呈した書簡（前出。補注(13)）に、「杜子の浣花草堂など、万里橋西、官柳野梅と可レ申」とある。

(15) 茶山の皮肉

茶山は、山陽の水西荘の状景を賦した詩（七絶「読二劉後村移レ居詩一依二其韻一」）に、「成レ郷嫌レ接レ笙歌一市」とあったのに注して、「嫌字得レ非二喜字一誤」といった。つまり、接するを嫌うではなく、接するを喜ぶが本音ではないかというのである。

(16) 熊谷鳩居堂に借家の交渉を依頼した書簡（文政七年六月九

日付）

『頼山陽書簡集』上巻　七一二―七一三頁

(17) 建築学的見地より見た山紫水明処

岡田孝男「水西荘の山紫水明処」（「新住宅」昭和二十六年十一月―昭和二十七年一月連載）

拙著『考証頼山陽』　一六三―一六七頁

(18) 七絶「築室三首」

『山陽遺稿』〔詩稿〕巻之三　戊子（文政十一年）の条　一六二頁　二二七―二四二頁

(19) 七絶「平生為レ詩……」

平生為レ詩愧二虚構一。宿諾三歳尚踟躕。都人蹙レ眉紅塵陌。宜下向二縑素一問中心月上。（篠崎小竹序）には載せていない。

但し、『山陽遺稿』（篠崎小竹序）には載せていない。

(20) 水西荘の書斎に山紫水明処と命名

山陽が水西荘に移居した直後、小石元瑞がこれを祝うの題詩に、「仲冬初。山陽外史移二居三樹坡一。賦呈三首。享名二山紫水明処一故云」（『頼山陽全伝』上巻、六三二頁）とある。

また、その書斎の印象は、後年、坂本箕山氏が遺構を訪ねての記に、「鴨川に臨んだ二畳半敷の一室で、丸窓も、明り障子も、建具一式、昔のまゝにて、床は壁に打附けの麁末なものであった」（坂本箕山『頼山陽』七四三―七四四頁）とある。別亭が築かれる前の、母屋に在った山紫水明処は、かくのごとく粗末なものであった。

(21) 一佐倉の向藤左衛門に宛てた書簡（文政三年十一月十四日付）

『頼山陽書簡集』上巻　四八三―四八四頁

(22) 菅茶山に呈した書翰の追申（文政十年五月二十五日付）

『頼山陽書簡集』下巻　九一―九三頁

(23) 江木鰐水撰「山陽先生行状」

拙著『頼山陽品行論』　二五―四二頁　二二七―二四二頁

(24) 菅井梅関作「水西荘図巻」

弘化三年五月、頼三樹三郎が跋を書き、仙台の裳華堂から出版された。現物は、頼山陽旧蹟保存会所蔵。

美術図録「頼山陽展」九〇―九一頁（解説は一四三頁）

(25) 田能村竹田画「水西草堂図」

坂本箕山著『頼山陽』　七四六頁

(26) 富岡鉄斎画「頼翁旧栖山紫水明処図」

美術図録「頼山陽展」　二二頁

拙著『頼山陽、人と思想』　一三二―一三三頁

(27) 頼山陽の「水西園新眺」の横幅

拙著『頼山陽、人と思想』　一三四―一三五頁

山陽はこの画に題して、「酒間戯写二水西園新眺一、示二元吉一。他日披レ対猶レ能見レ憶窓間偶座レ者即レ君與レ吾也。園主襄」と。

(28) 三樹三郎の誕生を広島の母に報じた書簡（文政八年六月一

日付）

『頼山陽書簡集』上巻　七六五―七六八頁

拙著『頼三樹三郎』　一七―一九頁

(29) 梨影が下関の広江秋水に呈した書簡（天保三年閏十一月二十五日付）

『頼山陽全伝』下巻　六〇四―六〇八頁

(30) 梨影が広島の聿庵に宛てた書簡（天保三年十月三日付）

『頼山陽全伝』下巻　五七一―五七五頁

八　後　記

山陽は瞑没のさい、後の暮し方を梨影に遺言しているが、それによれば支峰と三樹三郎には学問させ、成人の暁には京都で、学問の家を二軒立てさせるように。子供らの代になれば、市街地に家を借りて、そこで塾を開かせるがよい。それまでは風光のよい水西荘にいて、質素に暮しを立てるようにと。

たとえば、梨影が広江秋水にこのことを報じた書簡には、「此方（山陽）なくなり候ても、何も何もかはり候事はなく、とんと此儘にて、此所、地かり（借）ゆへ、家は此方の家ゆへ、ほそほそに取つづき、二人の子ども、京にて頼二けん（軒）みにいたすべし」（天保三年閏十一月二十五日付）(1)とか、「此方（山陽）は、かねても、子どもらが代になり候へば、町にて家かり、町へ参て、店出し（開塾）候やう申置候」（同上）とある。また、これと前後して小野泉蔵に宛てた書簡（閏十一月十日付）(2)にも、同じような趣旨が述べてある。

さて、山陽の遺言では、水西荘は自家であるから家賃は要らない。地代だけ払えばいいので、子供らが成人するまで、ここに住むようにと。しかるに梨影は、二年後の天保五年（一八三四）十月、福井藩医・安藤静軒に水西荘を譲り渡し、子供らを連れて市内の富小路通押小路下ル所へ移った(3)。けだし、生活を縮少し、さらに利銀を計るためであろう。さらに又正月には、姉小路お池下ル所へ転宅し、梨影は安政二年（一八五五）九月、この家で病没した。享年五十九であった。

嫡男の支峰は、長じて山陽の家を継ぎ、安政四年（一八五七）十月、姉小路お池下ル所の家を引払って、高倉通六角南へ転宅し、家塾を開いた。弟の三樹三郎は、この家の二階に書斎をおき、兄弟で教授したが、三樹三郎は

やがて河原町三条上ル夷町へ移って独立し、父譲りの「真塾」の看板をかかげた。

しかし、間もなく安政五年（一八五一）九月、三樹三郎はこの家で縛に就き、翌年十月、江戸において処刑せられた（安政大獄）。享年三十五であった。一方、兄の支峰は、幕末維新の間、小堀（こっぽり）袋町に彦根藩老の邸宅があったのを買取り、明治元年九月、天皇の東遷に扈従して東京に出で、大学二等教授に任ぜられ、次いで少博士に進み、修史局に勤務したが、間もなく職を辞して京都に帰り、小堀袋町（新門前袋町行当り北側。現、新門前松原町）において家塾を開き、父の事業を祖述した。病没は明治二十二年七月で、享年六十七であった。

水西荘の遺構については、明治三十二年頃までは確かに残っていたらしい。同年五月十六日、坂本箕山氏がこれを探訪し、その印象を書き遺しているからである（坂本箕山著『頼山陽』）(4)。その後、持主である安藤静軒の子孫が、別亭の山紫水明処のみ残して、母屋の方は解体し、その跡地に数軒の貸家を建ててしまった。しかし、山紫水明処は、山陽ゆかりの記念物で、日本の貴重な文化財でもあるので、明治の後半期、支峰の嗣子・龍三氏（号は庫山）が安藤家と交渉して買い戻しを図った。交渉は難航したが、西村捨三（元京都府知事）、富岡鉄斎、谷鐵臣などの応援もあって、ついに水西荘の跡地全部と、道路沿いまで買い足して、総計二百六十七坪、六戸の貸家ぐるみ買い戻すことができた。その後の頼家は、龍三氏から久一郎氏を経て、新氏が当主で、同氏は財団法人頼山陽旧跡保存会の理事長として、この由緒ある遺跡の保存・管理に力を尽されている。

なお、山陽の没後三十年の文久元年（一八六一）九月、当時の代表的歌人の橘曙覧（諱は茂時。越前福井の人。明治元年八月病没、享年八十）が、水西荘に宿泊して、その感興を綴った日記（「さかきのかをり」）がある。この時、曙覧は五十歳、伊勢参の帰りに入京し、同郷の誼で安藤静軒を訪うた。静軒の本宅は室町にあり、水西荘は別荘で、空家になっていたので、曙覧はここを数日借りることにした。近くの聖護院に大田垣蓮月（名は誠（のぶ））。明治八年十二月病没、享年八十五）が住んでいて、土瓶や茶器の類まで、身の廻りの調度を貸してくれたので、これを持って静軒の案内で水西荘へ行った。

曙覧の日記にいう。「二十八日。けふは三本木へうつろはむとて、安藤のあるじとともに、かのかたへものす。此（この）はなれや（山紫水明処）、加茂川へのぞみ（臨）

てたてり、高らむ（欄）の下、ちかう水ながる。川ひとつへだたりて、東の岸つづき、いはゆる白川へものする大路なれば、人のゆきかひ、もとも（最）多し。柴いただきたる大原女、冠（かぶ）き給へる大宮人、あき人（商人）のものうり（物売）ありく、法し（法師）のさく杖ふりゆく。高きいやしき、きらひなう、絡繹（らくえき）不斷とやいふらむありさまも、さはいへど、都のてぶりばかり、こよなうなつかしきはあらず。安藤氏より、さけ（酒）さかなはさらなり。夕げのまうけ手ならす調度、なにくれともてはこびたり」と。

この日は、山紫水明処にて小宴となり、宴果てて静軒は、書生らを引き連れて本宅へ帰った。後に残された曙覧は、子の今滋（いましげ）と二人でここに宿ったが、久しく空家となっていたので、夜気人に迫って凄然としている。その上、壁虎（やもり）が匍い廻るので気味が悪く、「かも川の水おと、枕がみ（枕上）に、ものがなしう聞え、千鳥の夜すがら鳴くなど、かきあつめたるさびしさ（淋）を、心ひとつにかぞえ（数）たて、夜ひとよあかす」と。ここで曙覧に和歌二首がある。

さよふけて　なくこゑくらき　友千（ち）どり
　やみ路にまよふ　心しきりや

まくらより　あとより物の
　心（ここ）ちせられて　いねまよひつつ

こうして不安な夜を過ごして翌朝、天明を待ちかねて、鴨の川原に飛び出して見ると、これは何とも美しい光景が展開して、天地の間にこれほど爽快な所があったかと、全く蘇生の思いがしたらしい。その日記にいう。「廿九日。とくおきて、まへなる川におりたち、手あらひなどしつつ、をちこち見わたす。東山まむかひなり。清水（きよみず）、智恩院見ゆ。吉田山、ひえ（比叡）の山も見ゆ。川ぎしづたひに柳いくもと（幾本）となうあるが、のどか（長閑）に枝うちたれ、消（きえ）わたる朝霧のなごり、一すじ（筋）うすう引はへたる。あなおもしろ、世にはかかる処もあればある物かなと、しばし物もいはで見ほれる」と。ここで又、子の今滋と共に和歌を詠んでいる。

ひがし山　朝日のどかに　のぼりきて
　かもの川原に　ちどり鳴くなり　今滋

むらさきに　勾へる山よ　すきとほる
　水のながれよ　見あく時なき　曙覧

さらに日記は続いて、「ことなう、をかしき山紫水明処や、頼山陽がありし昔思ひやらる。此人なくなりて、今は三十とせばかりになりぬらむを、ここのけしき（景

色）の、さりげなうながく（長）つたはり（伝）、あはれと見ゆらん人の目をたのしましむる。山水無ニ常主一、山属ニ愛レ山人一（ハスルヲニ　スルニ）といへる、古（いた）しへの人の言（こと）のは、そぞろに思ひ出られ、人のよ（世）のうつり行（ゆく）あはれさ、涙さしぐまれて、かなしう覚ゆ」と。亡き山陽を偲んで、そのゆかしさを、麗筆をもって伝えている。

曙覧の滞在は二泊三日で、後は静軒の本宅へ移ったが、この風光の地を相した山陽の眼識の高さは、ここに引用した日記の一端をもっても、充分に窺い見ることができる。なお、三十日には大田垣連月が訪ねて来て、曙覧と共に山紫水明処で日暮まで歓談している。名だたる文人・墨客が、機会あるごとにこうして集い寄るということは、山陽の余香がいつまでも覚めやらず、ゆかしさを伝えているからである。

〔補注〕

(1) 梨影が広江秋水に山陽の遺言を報じた書簡（天保三年閏十一月二十五日付）

前出。第六章の補注(29)

(2) 梨影が小野泉蔵に山陽の瞑没を報じた書簡（天保三年閏十一月十日付）

『頼山陽全伝』下巻　五九八―六〇一頁

(3) 梨影の転宅

「梅颸日記」天保五年十月二十八日の条に、「自レ京状来る。当月十六日出（ス）、宅替の左右……」。（『頼山陽全伝』下巻、六四二頁）

(4) 坂本箕山が水西荘を探訪

坂本箕山著『頼山陽』（大正二年四月刊）　七四三―七四五頁

(5) 橘曙覧「さかきのかをり」

紀行日記。一巻。（『橘曙覧全集』明治三十六年刊）（大神宮叢書『神宮参拝記大成』三三四―三六三頁）

曙覧が、子の今滋と、友人の幸山長遠を連れて伊勢神官を参拝し、大和を経て浪華に中島広足を訪ね、京師に入って皇居を拝し蓮月尼と会った。この間の日記で、「さかきのかをり」（榊の香）と名づけたのは、外宮参拝の条に、「しげりたつ榊葉、あさ風にうちかをる」とあるのに因んだものであろう。